

周防大島町告示第123号

令和2年第4回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

令和2年12月2日

周防大島町長 藤本 浄孝

1 期 日 令和2年12月9日

2 場 所 大島庁舎議場

---

○開会日に応招した議員

山中 正樹君

栄本 忠嗣君

白鳥 法子君

竹田 茂伸君

山根 耕治君

岡崎 裕一君

砂田 雅一君

田中 豊文君

新田 健介君

吉村 忍君

久保 雅己君

小田 貞利君

尾元 武君

荒川 政義君

---

○12月21日に応招した議員

---

○12月23日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

令和2年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

令和2年12月9日(水曜日)

---

議事日程(第1号)

令和2年12月9日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 同意第1号 周防大島町監査委員(識見を有する者)の選任につき同意を求めることについて
- 日程第6 同意第2号 周防大島町監査委員(議会選出)の選任につき同意を求めることについて
- 日程第7 議案第1号 令和2年度周防大島町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第8 議案第2号 令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第3号 令和2年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第4号 令和2年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第5号 令和2年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第6号 令和2年度周防大島町水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第7号 令和2年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第8号 令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第15 議案第9号 周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第10号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第17 議案第11号 周防大島町スクールバス条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第12号 周防大島町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第13号 周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館の指定管理者の指定について(質疑・討論・採決)
- 日程第20 周防大島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

- 日程第21 岩国基地関連対策特別委員会の設置について  
日程第22 地域活性化・害獣・防災対策特別委員会の設置について  
日程第23 議会広報編集特別委員会の設置について  
日程第24 行政・病院事業改革特別委員会の設置について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 行政報告並びに議案説明  
日程第5 同意第1号 周防大島町監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについて  
日程第6 同意第2号 周防大島町監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて  
日程第7 議案第1号 令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第9号）  
日程第8 議案第2号 令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第9 議案第3号 令和2年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第10 議案第4号 令和2年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第11 議案第5号 令和2年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第12 議案第6号 令和2年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第13 議案第7号 令和2年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第14 議案第8号 令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第5号）  
日程第15 議案第9号 周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について  
日程第16 議案第10号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第17 議案第11号 周防大島町スクールバス条例の一部を改正する条例の一部改正について  
日程第18 議案第12号 周防大島町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について  
日程第19 議案第13号 周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館の指定管理者の指定について（質疑・討論・採決）  
日程第20 周防大島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

- 日程第21 岩国基地関連対策特別委員会の設置について  
 日程第22 地域活性化・害獣・防災対策特別委員会の設置について  
 日程第23 議会広報編集特別委員会の設置について  
 日程第24 行政・病院事業改革特別委員会の設置について

出席議員（13名）

1番 山中 正樹君	2番 栄本 忠嗣君
3番 白鳥 法子君	4番 竹田 茂伸君
5番 山根 耕治君	6番 岡崎 裕一君
8番 田中 豊文君	9番 新田 健介君
10番 吉村 忍君	11番 久保 雅己君
12番 小田 貞利君	13番 尾元 武君
14番 荒川 政義君	

欠席議員（1名）

7番 砂田 雅一君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君                      議事課長 池永祐美子君  
 書 記 浜元 信之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本 浄孝君	代表監査委員	西本 克也君
副町長	岡村 春雄君	教育長	西川 敏之君
病院事業管理者	石原 得博君	総務部長	大下 崇生君
産業建設部長	中村 光宏君	健康福祉部長	近藤 晃君
環境生活部長	伊藤 和也君	統括総合支所長	山本 勲君
教育次長	永田 広幸君	病院事業局総務部長	大元 良朗君
会計管理者兼会計課長			重富 孝雄君
総務課長	中元 辰也君	財政課長	藤本 倫夫君

農林課長 …………… 瀬川 洋介君      政策企画課長 …………… 岡本 義雄君  
水道課長 …………… 小泉 周三君      教育委員会総務課長 …… 木谷 学君

---

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めましておはようございます。ただいまから令和2年第4回周防大島町議会定例会を開会をいたします。

砂田議員から欠席の通告を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、白鳥法子議員、4番、竹田茂伸議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、去る12月2日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から、12月23日までの15日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から12月23日までの15日間とすることに決定しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、本年9月定例会以降の諸般について御報告をいたします。

まず、地方自治法の規定に基づき、監査委員から例月現金出納検査（9月・10月・11月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配付いたしております。

次に、議会関係では、去る11月12日、山口県岩国市・和木町とともに、私、荒川が、岸信夫防衛大臣並びに安倍晋三前内閣総理大臣をはじめとする地元選出の国会議員を訪問し、岩国基地に係る米軍の再編に関し、基地周辺地域が著しく大きな負担を抱え続けながらも、国の外交・

防衛政策への協力と貢献を行っていることを踏まえ、令和3年に交付が終了する市町再編交付金については今後も制度を継続し、恒久的な措置とするとともに、安心・安全対策の推進はもとより、さらなる地域振興を図ることができるよう、十分な財源措置と柔軟な事業採択を図ること、そして、再編関連特別地域整備事業（県交付金）についても、引き続き国において確実に予算措置を行い、地元のニーズに対応した制度への運用改善を図るよう、直接要望を行ってまいりました。

次に、陳情・要望についてでございますが、こちらにつきましても、陳情・要望第1号令和3年度市町予算編成に際しての商工会助成についてを議員配付として、既にお手元にお届けしております。

続きまして、系統議長会関係について報告をいたします。

柳井地区広域市町議会議長会臨時総会におきましては、11月2日、令和2年度の決算見込み並びに令和3年度の事業計画等が書面表決により可決されました。

続いて、11月4日に開催されました山口県町議会議長会11月定例会では、令和3年度事業計画のほか2議案が協議され、すべて全会一致で可決されております。

次に、全国都道府県会長会の関係につきまして申し上げます。

全国離島振興市町村議会議長会においては、10月27日の理事会、そして、11月10日の臨時総会がともにWeb会議での開催となり、総合的な感染症対策の構築と強化、市町村財政への支援強化、離島航路および航空路の運航維持、離島の事業者に対する支援強化、離島の水際対策に対する支援強化という5つの重点項目を盛り込んだ、新型コロナウイルス感染症対策に関する特別要望のほか、令和3年度離島の振興に関する要望等が審議され、これらは原案のとおり可決されたことを報告いたします。

また、11月25日には、NHKホールにおいて第64回町村議会議長会全国大会が開催され、新型コロナウイルス感染症対策に関する特別決議など特別決議4件、令和3年度国の予算編成および施策に関する29項目の要望、さらには議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備に関する重点要望が可決されており、この重点要望につきましては、先般、議員各位のお手元にお届けしたところでございます。

最後に、議員研修並びに議員派遣について報告をいたします。

9月30日、ニューメディアプラザ山口で開催された山口県町自治研修会には2名が。次に、11月9日の山口県町議会議長会実務研修会には4名が。また、12月4日に大島庁舎で開催された令和2年度町議会広報研修会には、山中議員、栄本議員、白鳥議員、竹田議員、山根議員、岡崎議員、吉村議員の7名が参加されております。

なお、町人会関係につきましては、東京久賀倶楽部、関西橋町人会、東京たちばな会が、それ

ぞれ感染症予防対策として、このたびの開催は見送るとのことです。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4．行政報告並びに議案説明

○議長（荒川 政義君） 日程第4、行政報告並びに議案説明に入ります。

町長から行政報告並びに議案の説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 皆様、おはようございます。令和2年第4回周防大島町議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位におかれましては、師走の大変御多忙の折にもかかわらず御参集賜り、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

私は、去る10月25日の町長選挙におきまして、皆様方をはじめ町民各位の力強い御支援、そして各方面の方々からの御推薦を賜り、第3代目の周防大島町長に就任をいたしました。

就任後、最初の議会定例会の開会にあたりまして、町政運営に関する所信の一端を申し述べ、町議会並びに町民の皆様への御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

このたびの町長選挙におきましては、無投票により町政を担わせていただくことになり、大変光栄に感じるとともに課せられた使命と責任に身の引き締まる思いでございます。

町民の皆様へお伝えをしておりましたが、どのような町にしたいか、また、どのようなビジョンを持って町づくりを行うのかという目標が「たのしい島、すみたい島、いきたい島」であります。

まずは、この地で暮らすこと、生活すること、家族と過ごすこと、歴史、文化、芸術、自然を感じる楽しい島。そして、災害やコロナウイルス対策などの危機対応にも取り組む安心安全のまちづくりを実現し、住環境や仕事の充実、町民の多様性を認めるようなあらゆる世代の人が住みたくなる、住み続けたくなるような住みたい島。最後のいきたいには2つの意味を持たせております。一つは生きる、これは命を全うするということであり、それは長生きをして良かったと感じる高齢者福祉の充実であり、利用しやすい医療と福祉の提供、そしてそれを活用しやすい公共交通の充実を図る生きたい島です。そして、子ども世代は楽しく遊びそして学び、現役世代は充実して働く生き生きとした島。もう一つは、多くの人に周防大島に遊びに行きたいと思っただきたい、ということです。交流人口と関係人口の増加を目指し、農林水産業や商工業、観光業の充実により周防大島ブランドを手に出る、行きたい島。これらの実現に向け、しっかりとこれから取り組んでいく所存であります。

しかし、理想だけではなく、信頼ある行政、そして次世代に希望を渡すためには持続可能な町政運営が必要です。そのためには、椎木前町長も最重要課題として取り組んでおられた財政の健全化が大切です。これまで身の丈に合った予算・決算規模への移行や財政の健全性を図るための

義務的経費等、これは人件費、扶助費、公債費でありますけれども、これらの縮減、安定した財政運営のための基金確保等、財政環境の改善に努めることにより、一定の成果が表れてきております。

しかしながら、合併特例による優遇措置が令和2年度から完全になくなっていくことや、現在行っております国勢調査による5年間でおよそ2,000人減という人口減少の影響により、令和3年度から数億円規模の大幅な減額が見込まれております。

さらに、今後において、病院事業や下水道事業等の特別会計への多額の繰出金が必要であることを鑑みますと、昨年から掲げております令和2年度から令和7年度までを集中取組期間とし、椎木前町長が就任以来の目標とされておりました予算総額120億円と対平成17年度の一般財源30%減を目標に歳出削減を図り、予算規模をスリム化しながら従来どおりの予算編成を見直し、メリハリある計画を立てることで財務体質の改善に取り組む必要があると考えております。

また、新型コロナウイルス感染症による景気の減速も見込まれます。何より、将来世代に負担を先送りしない取り組みを選択するときであります。

令和2年度は、平成16年10月の合併後に、周防大島町の将来像を描き、構想期間を平成18年度から10年間として策定された周防大島町総合計画が、平成28年度から5年間の延長見直しを経て、15年間の終期を迎える年となります。

そのため、令和3年度からの将来の周防大島町づくりを描く、新しい周防大島町総合計画を令和2年度において、現在、策定中であります。

さらには、行政改革大綱や男女共同参画プランのほか、障害者計画などの福祉関係の諸計画や健康増進計画、また、計画期間を1年延長いたしました、まち・ひと・しごと総合戦略についても、これを新たに策定していかなければならない年となっております。

なお、過疎地域自立促進計画も、令和2年度に最終年を迎えるところであります。

まさに、これまでの町政運営の指針となっていたそれぞれの計画を検証し、改めてこれからの未来の形を創造していく総合計画や総合戦略など、多くの将来計画を構築する節目の年が令和2年度となるわけでありまして、これにつきましても、年度途中ではございますが、しっかりと私の考えや思いを取り入れ、これからを見据えて取り組んでまいります。

町民の皆様とこの町のこれからの考え、住み続けたいまちを目指すための基本として信頼ある行政の条件の1つである財政の健全化を基本といたしまして、このたびの重要課題として3つを挙げて取り組んで参ります。

1番目の課題は、定住対策であります。急激に進む過疎・少子高齢化などの社会の構造変化やこれらがもたらす地域経済の縮小は、深刻な問題であります。まずは、今住んでおられる全ての世代の皆様が住みやすい、住み続けたいという思いを持ってもらえる持続可能な地域づくりが必



要であります。それにより、周防大島に住んでみようという方を呼び込むきっかけとなります。

本町では、早くから人口減が大きな問題となっており、ある意味、先駆的な自治体であろうかと思っておりますが、新型コロナウイルス感染拡大の中で、地方の良さ、ワーケーションやテレワークによる働き方が見直されており、産業や企業をめぐる環境は変化をしています。

こうした状況をチャンスと捉え、都会から地方への人の流れをつくり、関係人口を増加させながら、どこでも仕事ができる仕組みや制度を整え、働き方改革に取り組み、サテライトオフィス等の推進、情報手段の整備を図り、Withコロナと収束後の新生活の提案と多様性ある経済復興に取り組んで、新たな突破口を開きたいと考えております。

また、高齢者の皆様も最後まで住み慣れた地域で過ごせるように公共交通の充実や生活支援も講じてまいります。祖父母世代、子の世代、孫世代と全ての世代の方が安心して住み続けられる地域を目指します。

2番目は、未来ある子供たちのための子育て・教育支援についてであります。私自身、子育て世代の代表として、山口県一の子育てしやすい制度と環境をつくりたいと考えています。

これまで、子育て世代の支援といたしまして、義務教育終了時までの医療費自己負担における所得制限なしの全額助成、3歳未満の幼児の保育料についても所得制限を撤廃し、また、副食費を支援する保育料完全無償化といった子育てしやすい環境づくりを行っております。

まず、教育については、さらなる学力向上と英語教育の充実を図り、また、ハワイとの語学・文化・歴史交流を深めてまいりたいと考えております。

次に、保育完全無償化の継続と学校給食費の無料化についてであります。学校給食費の無料化につきましても、経常的な財源等の確保もごさいます。よって、町の補助による給食の質の向上など、段階的に取り組んでいきたいと考えています。そして、経済的な負担軽減だけではなく、産前産後から保育園、小学校、中学校、高校と客観的かつ温かみある環境づくりに取り組んでまいります。

3番目は、防災対策についてであります。

本町においても、まだ記憶に新しい令和2年7月豪雨など、地域によってはこれまでに経験したことがない豪雨に見舞われ、大きな被害をもたらす自然災害を目の当たりにすることも頻繁になった今日、自治体への課題は地域防災力の強化とともに、コロナ禍での避難など幅広い対応も求められています。

私は、町民の生命や財産を守り、安心安全な生活を確保するための防災対策は喫緊の課題であり、スピード感を持って臨む必要があると考えています。そして、実効性のある自主防災組織の充実や、自助・共助・公助の役割分担の意識向上を図ってまいります。

これからも自治体、地域コミュニティ、個人が連携し、避難行動など本町ならではの防災機能

を確立し、地域防災力の強化を図り、地震や豪雨等の災害に強い町づくり、山づくり、海づくりを行いたいと考えています。

近年、火災や交通安全のほか、高齢者に対する詐欺行為等が増加をしております。防犯対策についても引き続き対策を講じてまいりたいと考えております。

これらの3つの重要課題の取組につきましては、椎木前町長から継承するもの、そしてさらに伸ばすもの、私のやりたいことを取り入れながら、他の自治体にはない周防大島町だけの施策を提案し、町民の皆さんが抱く希望や要望、そして意見を気楽に持ち寄り、全世代が主人公として共通意識を持てる工夫、仕掛けを考察し、提供していきたいと考えております。

また、議員の皆様と同様に、私が地域を歩いて多くの町民の皆様から声を頂きました、人口減少、少子高齢化、医療、福祉、公共交通、空き家問題、イノシシ問題等の害獣問題にも積極的に取り組み、私に与えられた4年間、勇気と真心と一緒に新しい生活の場を創り、前例にとらわれない創意工夫で周防大島の可能性を伸ばす、を町づくりの目標に町政運営に邁進してまいりたいと決意をいたしております。

以上、目標と基本方針そして重要課題についてお話をいたしました。今後の大きな課題として行政改革や病院事業改革、再編交付金の終了に伴う今後の措置等、多くの課題解決に取り組む必要があります。今まで、そしてこれまでも検証しながら、これから先の未来を考えてまいります。

最後に、今、最大の懸念事項は新型コロナウイルスの感染拡大であります。町民の皆さまの心がけにより現在のところは感染から守られております。このことは大変すばらしいことであり、町民の皆様の御尽力によるものであると敬意を表するところであります。子供たちは、楽しみにしていた行事がなくなったり、縮小されたり、高齢者の皆様も、なかなか集いを持つことができず寂しいとおっしゃっておられます。いま一度、町民の皆様がひとつになって感染防止に努めてまいりましょう。

しかしながら、換気が困難となる冬に向けて感染拡大が懸念されることから、国や県と連携をしながら水際対策に注力し、町としても心身のケアや医療体制の準備に万全を期してまいります。

議員の皆様におかれましては、格別の御指導と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、就任にあたり所信の表明とさせていただきます。

そして、先般からの報道で、皆さまに御報告とお詫びを申し上げなくてはなりません。本議会前に、周防大島町職員による工事代金未払いについての案件が報道各社によって報じられました。詳しくは後の全員協議会で御説明を申し上げますが、役場組織の責任者として深くお詫びを申し上げます。

就任して間もなくということは、これは関係がないことでありまして、非常に重い責任を感じ

ております。何より、就任してすぐこのような事案が明らかになりましたことは、私が今後しっかりと改革をする役目を拝命したと感じております。町民の皆様、そして、御迷惑をおかけしました事業者の皆様の信頼を回復できるよう、職員一同一緒になりまして、解決と見直しを行ってまいります。誠に申し訳ございませんでした。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議案の説明に先立ちまして、行政報告を2件申し上げます。

まず1件目は、行政改革等について御報告をいたします。

現在、令和3年度からスタートいたします第4次周防大島町行政改革大綱の策定に向け協議等を進めており、議会からも、先の定例会において、行政改革等特別委員会の委員長報告を頂いたところでございます。

その報告を真摯に受け止め、早急に対応可能な事案については個別に調整等を行い、適切に対応できるよう準備を進めているところでございます。

具体的な事案について御説明いたしますと、役場の機構関係では、利用頻度の少ない棕野出張所については、閉鎖する方向で地元への説明会を行い、現在、課題や問題点等について各部署からの意見等を集約しているところでございます。

また、一部の借地施設につきましては、土地所有者との交渉を進めており、交渉がまとまり次第、施設を解体し所有者に返還するなど適切に対応したいと考えており、町所有の遊休地にも、公募による売却処分等に向け調査等を行っているところでございます。

今後も、地方自治体が自らの発想と創意工夫により課題の解決を図るとともに、特色を持った地域づくりを実現するために、行財政改革は大変重要であることから、引き続き調査・研究を行い、実施可能な事案については適切に対応してまいりたいと考えておりますので、引き続き議員の皆様をはじめ関係各位の御支援、御協力を賜りますようよろしくお願いをいたします。

2件目は、米軍岩国基地関連について御報告をいたします。

はじめに、米軍岩国基地における新型コロナウイルス感染者については、既に新聞やテレビ等で報道されておりますが、7月13日に初めて米軍岩国基地内で新型コロナウイルス陽性者が存在していると報告がありました。その後、8月に入り数名の感染例が報告されておりましたが、9月4日時点で現在進行形の新型コロナウイルスの感染例はゼロ件との情報提供を受けておりました。

しかしながら、9月27日には外出制限措置の解除を前に課せられる新型コロナウイルス検査で、2名の陽性者が判明し、その後も、10月15日、30日にそれぞれ1名、11月9日に3名、10日に2名、11日に1名、さらに12日には11名が新型コロナウイルス検査で陽性と判明いたしました。

このように、米軍岩国基地で多くの新型コロナウイルス感染症が発生していることから、

11月12日に山口県基地関係県市町連絡協議会として、岩国市が代表で米海兵隊岩国航空基地及び防衛省岩国防衛事務所に対し、感染者に対する隔離措置などの感染拡大防止対策に万全を期すこと、岩国基地関係者は、基地内及び基地外での感染拡大防止対策を徹底すること、日本人従業員等への感染拡大防止対策に万全を期すこと、感染経路、行動歴等、感染者に関する情報提供を適切に行うこと、以上4点について要請を行ったところでございます。

次に、岩国基地周辺地域の振興策に関する特別要望について御報告をいたします。

去る11月12日に、村岡知事をはじめ柳居県議会議長、本町からは椎木前町長、荒川議長で防衛省を訪れ、防衛大臣及び国会議員に対し、令和3年度で終了する再編交付金について、交付終了後も市町に対する制度を継続し恒久的な措置とすることや、その交付金制度については、艦載機移駐後の騒音等の影響を考慮するとともに、地元市町における国の外交・防衛政策への協力・貢献を踏まえ、引き続き住民生活の利便性向上や産業振興に取り組むことができるよう、十分な財源措置と柔軟な事業採択を図るなどを要望いたしました。

防衛省からは、令和4年度以降の施策は重要と考えており、どのような形で基地周辺住民の方々を支援することが可能かについて検討し、引き続きしっかりと対応していくとの発言を頂いたところでございます。

以上のとおり、米軍岩国基地関連事項は、今後も継続して報告をしてまいります。

以上、行政報告を2件させていただきました。

それでは、提出議案の概要につきまして、御説明を申し上げます。

本定例会に提案をしております案件は、同意2件、補正予算に関するもの8件、条例の改正について4件、指定管理者の指定1件の合計15件であります。

同意第1号、これは、周防大島町監査委員の選任について、議会の同意を求めるものであります。

同意第2号は、周防大島町監査委員、これは議会選出の選任について、議会の同意を求めるものであります。

議案第1号は、令和2年度一般会計補正予算（第9号）であります。

既定の予算に1億3,310万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を177億7,730万5,000円とするものであります。

議案第2号は、令和2年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

既定の予算に、604万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を30億1,555万7,000円とするものであります。

議案第3号は、令和2年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）であります。

既定の予算に、692万4,000円を減額し、補正後の予算の総額を4億6,957万

8,000円とするものであります。

議案第4号は、令和2年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

保険事業勘定の既定の予算に95万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を36億3,904万1,000円とするものであります。

議案第5号は、令和2年度渡船事業特別会計補正予算（第1号）であります。

既定の予算に、39万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を8,366万5,000円とするものであります。

議案第6号は、令和2年度水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

収益的収入及び支出、資本的収入及び支出等を補正するものであります。

議案第7号は、令和2年度下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

業務の予定量のほか、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出等を補正するものであります。

議案第8号は、令和2年度病院事業特別会計補正予算（第5号）であります。

業務の予定量のほか、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出等を補正するものであります。

議案第9号は、周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正については、病院事業管理者の期末手当を、病院事業局企業職員の期末手当と勤勉手当を合わせた支給割合と同様の支給割合とするため、所要の改正を行うものであります。

議案第10号は、周防大島町国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和3年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第11号周防大島町スクールバス条例の一部を改正する条例の一部改正については、令和2年第3回定例会において、周防大島町スクールバス条例の一部を改正する条例は議決されておりますが、その後、地元住民から混乗区間を馬ヶ原まで延長してほしい旨の要望がございましたので、地域住民の利便性の向上につながることから、周防大島町地域公共交通会議の承認を得て、小学校の統合に係るスクールバス新路線油田森野線の混乗区間を周防平野から周防油宇までを馬ヶ原まで延長することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第12号周防大島町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、浮島の海底送水管布設事業が完了し、令和3年4月1日からの供用開始に合わせて、江ノ浦簡易水道、前島簡易水道、笠佐簡易水道を周防大島町水道事業に統合し事業経営を行うことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第13号は、周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館の指定管理者の指定についてお諮りするものであります。

以上、議案等の概要につきまして御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私または

関係参与が御説明をいたしますので、何とぞ御慎重なる御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で行政報告並びに議案の説明を終わります。

---

#### 日程第5. 同意第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、同意第1号周防大島町監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについてを上程し、これを議題とします。

提出者の説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 同意第1号周防大島町監査委員、これは、識見を有する者の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

厳しい財政状況の中、より効率的で効果的な行財政運営を進めるため、本町の識見監査委員には、地方公共団体の財務管理並びに経営管理に関する豊富な専門知識と経験を有しておられる大原秀三氏を周防大島町監査委員として選任をしたいと存じます。大原氏は、人格は高潔で優れた識見を有し、周防大島町監査委員として最適任であると考えております。よって、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。任期は選任後の4年間であります。

大原氏の経歴につきましては、資料を添付しておりますので、これを御参考の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は、人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

これより、起立による採決を行います。同意第1号周防大島町監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

---

#### 日程第6. 同意第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第6、同意第2号周防大島町監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについてを上程し、これを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、新田健介議員の退場を求めます。

〔9番 新田 健介君 退場〕

○議長（荒川 政義君） 提出者の説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 同意第2号周防大島町監査委員（議会選出）の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

議員のうちから選任した監査委員の任期満了に伴い、新たに新田健介氏を選任したいと存じます。

新田氏は、議会議員の経験も豊富で、行財政の管理運営にも精通をされており、事業の経営管理に関する知識を有しておられます。人格等については、改めて申し上げるまでもなく、皆さん御承知のこととは存じますが、高潔、公正であることから、本町の監査委員に適任であると考えており、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。任期は議員の任期によるとされております。

何とぞ議員各位の御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

これより、起立による採決を行います。同意第2号周防大島町監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

新田議員の入場を許します。

〔9番 新田 健介君 入場〕

○議長（荒川 政義君） ただいま同意されました新田議員がおられますので、新田議員より御挨拶をお願いいたします。

○議員（9番 新田 健介君） ただいま監査委員に御選任いただきました新田健介でございます。その責務の重大さ、そして責任の重さに改めて身の引き締まる思いでいっぱいでございます。はなはだ微力ではありますが、諸先輩方のこれまでの御功績をしっかりと引き継ぎ、私自身も一生懸命努力し、専心努力してまいる所存でございます。どうぞ引き続き皆様の御指導、そして御鞭撻を賜りますよう衷心よりお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い

いたします。

---

日程第7. 議案第1号

日程第8. 議案第2号

日程第9. 議案第3号

日程第10. 議案第4号

日程第11. 議案第5号

○議長（荒川 政義君） 日程第7、議案第1号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第9号）から、日程第11、議案第5号令和2年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）までの5議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 議案第1号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第9号）につきまして補足説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算に1億3,310万1,000円を追加し、予算の総額を177億7,730万5,000円とするとともに、第2条において債務負担行為の補正を、第3条において地方債の補正を行うものでございます。

それではまず、歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書により御説明をさせていただきます。

13ページをお願いいたします。

歳入の12款分担金及び負担金1項分担金2目土木費分担金は、国の事業採択を受けました災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の分担金として、地元負担金142万2,000円の計上であります。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は、社会福祉費負担金において国保基盤安定負担金の確定による追加計上と、生活困窮者自立支援費負担金の増額を、また、障害福祉費負担金においては、歳出の増額に連動して、障害者自立支援給付費負担金等を追加計上するものであります。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、財源の調整による再編交付金4,274万4,000円の追加、2目民生費国庫補助金は、障害者総合支援法の改正に伴うシステム改修に対する補助金、39万8,000円の計上、税制改正に伴う後期高齢者医療の情報連携のためのシステム改修の財源として、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金と、介護報酬の改定等による介護保険事業費補助金の追加計上でございます。



8目災害復旧費国庫補助金は、林道白木線の豪雨災害に対する復旧工事への補助として、農林水産業施設災害復旧費補助金250万円の追加計上であります。

14ページをお願いいたします。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金は、国庫負担金と同様に、社会福祉費負担金において国保基盤安定負担金を、障害福祉費負担金において障害者自立支援給付費負担金を追加計上いたしております。

2項県補助金2目民生費県補助金は、社会福祉費補助金において、交付額の確定による国保負担軽減対策費助成事業補助金の追加を、4目農林水産業費県補助金は、農業費補助金において中山間地域等直接支払交付金の第5期の申請に基づく事業補助金の増額を、8目土木費県補助金には、河川費補助金において災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金2,433万円を計上いたしております。

15ページ、17款寄附金1項寄附金1目一般寄附金は、ふるさと寄附金の増額見込みに伴い追加計上するものでございます。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、3,017万円を取り崩し、今回の補正に係る財源調整を行うものであります。

20款諸収入4項雑入は、ふるさと寄附金ポイント制度において、JTBとの契約終了に伴い、先払いをしておりましたポイント代金の返戻金202万6,000円の計上であります。

15ページ下段から16ページ、21款町債1項町債は、2目土木債、3目過疎対策事業債及び4目災害復旧事業債におきまして、歳出予算の変更に伴い財源の調整を行うものでございます。次に歳出でございます。

17ページからお願いいたします。

今回の補正では、一般会計並びに各特別会計におきまして、当初予算編成以降の人事異動及び退職・休職等を考慮し、県人事委員会の勧告による給与改定を反映した職員人件費の調整等を行っており、その総額は、一般会計において、1,205万5,000円の減額、病院事業特別会計を除く特別会計においては692万9,000円の減額となっております。

それでは、職員人件費以外の主なものにつきまして御説明いたします。

18ページ、2款総務費1項総務管理費2目文書広報費では、防災行政無線の鋼管柱移設工事や個別受信機の設置費用の追加計上を、5目財産管理費では、再編交付金を財源とする福祉医療費一部負担金助成事業基金及び外国語活動推進事業基金への積立てをそれぞれ行うものでございます。

6目企画費は、ふるさと寄附金の増額見込に伴い、返礼品やこれに係る通信運搬費、ふるさと応援基金への積立金を追加計上いたしております。

19ページ、7目支所及び出張所費は、地域の要望に対応するための原材料費や小規模施設整備事業補助金の追加を計上するものでございます。

21ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費には、不具合が生じております福祉センターの空調設備等の修繕費や、同施設西側フェンス改修のための工事請負費の計上と、生活困窮者自立支援事業において、申請の増加に伴う住居確保給付金の追加計上を行うものであります。

2目障害福祉費は、障害者自立支援給付費事業において、新規利用者の増加や新規サービスの追加などによるサービス利用計画作成費の増額と、補装具の給付申請の増加に伴う補装具費給付費の追加計上でございます。

22ページ、5目介護保険対策費には、3年に1度行われる介護報酬の改定等に伴うシステム改修費用を計上いたしております。

25ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費におきましては、未熟児養育医療給付金の不足が想定されることから66万円の追加計上であります。

4目火葬場費は、大島斎場の霊柩車の運行実績に伴う不足額を追加いたしております。

27ページ、5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費は、被害防止施設等の整備に係る補助金交付額が増加見込であるため、鳥獣被害防止施設等整備事業補助金を350万円、また、今年度更新のありました中山間地域等直接支払交付金事業において、交付対象となる面積が増加したことに伴う交付金の増加額157万1,000円をそれぞれ追加計上するものであります。

5目農地費では、農地一般管理経費に、橘グリーンパークでの漏水に伴う水道及び下水道料金の補てん額84万3,000円の計上であります。

29ページ、2項林業費1目林業総務費におきましては、有害鳥獣捕獲事業に、イノシシの捕獲について、これまでの実績から捕獲頭数の大幅な増加が見込まれることから、有害鳥獣捕獲委託料1,171万8,000円の追加計上をするものでございます。

3項水産業費3目漁港管理費は、再編交付金事業・油宇漁港の陸間整備に伴う電柱の移設に係る移転補償金の計上であります。

31ページをお願いいたします。

6款商工費1項商工費2目商工業振興費は、交通対策事業において、来年度から防長バス大島本線の終点が周防油宇から周防平野に変更となることから、バスの待機所を新たに設けるための区画線工事に係る費用の計上であります。

また、廃止バス路線代替運行事業におきましては、奥畑線の運行に係る経費の不足分を追加し、竜崎温泉管理運営経費には、不具合が生じております竜崎温泉のろ過ポンプと無圧式温水ヒー

ターの部品取替えに必要な修繕費を追加計上いたしております。

32ページ、7款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう維持費は財源の組替えを、また、3項河川費2目河川建設費におきましては、令和2年7月豪雨により発生した東和・下田地区の崖崩れに係る災害復旧工事が、国の事業採択を受けて実施することとなったことから、当該工事に必要な登記業務委託料と工事請負費、計3,140万円の計上であります。

33ページ、6項住宅費1目住宅管理費は、今後見込まれる公営住宅の修繕経費630万円と、空き家住宅管理の増加に伴う草刈り等の委託料と原材料費の追加計上となっております。

35ページ、9款教育費1項教育総務費2目事務局費には、学校教育経費に適応指導教室に係る経費のうち、支援員の通勤手当の追加をするものであります。

2項小学校費1目学校管理費は、各小学校施設の修繕費を、また、3項中学校費1目学校管理費におきましても、各中学校施設の修繕に要する経費を追加計上しております。

38ページ、5項保健体育費2目体育施設管理費は、陸上競技場周辺の開場以来手を加えていない部分、主に施設西側にあります樹木の繁殖が著しいことから、来年度からの指定管理の更新に合わせ、樹木伐採・剪定を実施するための経費を追加計上するものでございます。

10款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目農林業施設災害復旧費におきましては、林道白木線災害復旧工事に係る工法の変更による増額と付帯工事の追加、計850万円の計上であります。

2項公共土木施設災害復旧費2目河川災害復旧費につきましては、財源の内訳を調整するものであります。

39ページ、12款諸支出金1項繰出金は、各特別会計の補正予算に対応した繰出金の調整でございます。

以上が、歳入歳出予算補正の概要でございます。

続きまして、戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正につきましては、スクールバス運行業務委託事業に関するもの及び周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館指定管理料に係る債務負担行為の設定を行うものでございます。

7ページ、地方債の補正につきましては、道路橋りょう債の追加を行い、過疎対策事業債、農林水産業施設災害復旧事業債の限度額を変更するものでございます。

以上が、議案第1号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第9号）についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時32分休憩

午前10時41分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） それでは、議案第2号から議案第4号の補足説明をいたします。

まず、議案第2号令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、補足説明を行います。

今回の補正は、歳入においては、保険基盤安定事業、職員給与費等、財政安定化支援事業、国保負担軽減対策に係る一般会計繰入金の増減、歳出においては、一般管理費・特定健康診査等事業費に係る職員人件費の増減、一般被保険者療養費、国保基金積立金、保険給付費等交付金償還金の増額が主なものでございます。

補正予算つづりの41ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ604万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億1,555万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

49ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

4款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金につきましては、一般被保険者療養費の所要額増に伴いまして、211万7,000円を増額するものでございます。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金を392万9,000円追加計上いたしております。これは、一般会計からの繰入金で、負担金交付申請額の確定によりまして、1節保険基盤安定事業繰入金（保険税軽減分）を432万2,000円の増額、2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）を279万4,000円増額、職員給与費等の調整によりまして、3節職員給与費等繰入金を355万1,000円減額、普通交付税の確定によりまして、5節財政安定化支援事業繰入金を11万7,000円減額、6節その他一般会計繰入金のうち、国保負担軽減対策繰入金額の確定によりまして、国保負担軽減対策を48万1,000円増額するものでございます。

次に、歳出について御説明をいたします。

50ページをお願いいたします。

1款総務費は、当初予算編成以降の人事異動に伴います職員人件費の調整によりまして、職員人件費355万6,000円を減額するものでございます。

2 款保険給付費 1 項療養諸費 3 目一般被保険者療養費は、10 月分までの給付実績に基づく年間医療費の推計から、所要額の不足が見込まれるために 211 万 7,000 円を増額補正するものでございます。

51 ページをお願いいたします。

3 款国民健康保険事業費納付金 1 項医療給付費分 2 項後期高齢者支援金等分 3 項介護納付金分は、いずれも財源調整でございます。

次に、52 ページをお願いいたします。

5 款保健事業費 1 項特定健康診査等事業費は、当初予算編成以降の人事異動等に伴います職員人件費の調整によりまして、職員人件費 5,000 円を増額するものでございます。

6 款基金積立金では、歳入額の増額に伴います調整のため 388 万 9,000 円を増額計上いたしております。

7 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 2 目保険給付費等交付金償還金は、過年度分の精算等に伴う返還見込額の増によりまして、359 万 1,000 円を増額補正するものでございます。

以上が、令和 2 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についての概要でございます。

続きまして、議案第 3 号令和 2 年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、補足説明を行います。

今回の補正は、職員人件費の減額及びシステム改修費の新規計上によるものでございます。

補正予算つづりの 53 ページをお願いいたします。

第 1 条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 692 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 6,957 万 8,000 円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

61 ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

3 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目事務費繰入金は、当初予算編成以降の人事異動に伴います職員人件費の調整により、職員人件費分を 785 万 9,000 円減額し、新たにシステム改修費分として 93 万 5,000 円を新規計上しまして、差引き 692 万 4,000 円の減額ということでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

62 ページをお願いいたします。

1 款総務費は、歳入同様、職員人件費を減額し、後期高齢者医療制度見直し等によりましてシステム改修費を新規計上するものでございます。

以上が、令和2年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についての概要であります。

続きまして、議案第4号、令和2年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を行います。

補正予算つづりの63ページをお願いいたします。

今回の補正では、保険事業勘定において、職員人件費の調整に伴うものでございます。

第1条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に95万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を36億3,904万1,000円とするものでございます。

事項別明細書73ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入について、御説明をいたします。

6款繰入金1項他会計繰入金4目その他一般会計繰入金の95万9,000円の増額につきましては、職員人件費の財源調整によるものでございます。

次に、保険事業勘定の歳出につきまして、御説明をいたします。

74ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費では、介護保険分の職員人件費の調整によりまして、286万3,000円を減額をいたします。

4款地域支援事業費3項包括支援事業・任意事業費3目地域包括支援センター運営事業費では、介護保険：包括支援センター分の職員人件費の調整といたしまして、382万2,000円を増額いたします。

以上が、令和2年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての概要でございます。

以上で、議案第2号から第4号までの補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 次に、大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 議案第5号令和2年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をいたします。

補正予算書の77ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条により、既定の歳入歳出予算の総額に39万2,000円を追加し、予算の総額を8,366万5,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

85ページをお願いいたします。

歳入であります。4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金39万2,000円

の計上であります。

86ページから歳出でございます。

渡船事業特別会計におきましても、他の会計と同様に職員人件費の調整を行っておりますが、今回の補正につきましては、職員人件費に係る補正のみでございます。渡船事業、前島航路、情島航路、浮島航路の各事業費において、それぞれ調整を行うものであります。

以上が、議案第5号令和2年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第1号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第9号）について質疑はございませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 歳出の事項別明細書29ページ、有害鳥獣捕獲の1,171万8,000円についてお伺いをいたします。

まず、今年度の当初予算で1,253万円、今回の補正が1,171万8,000円ということで、まずこれ、当初予算に匹敵するようかなりの額ですが、まず、これについて内容の御説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） ただいまの吉村議員さんの御質問でございますが、この算出根拠といたしましては、有害鳥獣としましてイノシシほかカラス、タヌキ、ヌートリアでございますが、今回はイノシシについて計上させていただいております。

まず、本年4月から9月までの支出額が1,003万1,000円となっており、前年同比で150%の支出となっております。——すいません、前年同比、4月から9月の合計で150%の支出となっております。このため、今後、10月から3月の予想といたしまして、過去3か年の平均月別捕獲数を1.5倍し、年間捕獲数を3,374頭といたして算出しております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 4月から9月までの捕獲数が前年対比150%、1.5倍ということでございますが、まず、予定の1.5倍ということならば、補正、当初予算の1,253万円なので、その半分の625万6,000円ぐらい補正になる計算になるんですけども、それは置いて、今年度両方合わせて2,424万8,000円、1頭当たりで割ると7,000円で、捕獲予定数が3,375頭の予定になるということでございまして、調べてみたら、今年、当初予算が1,171万8,000円、これ7,000円で割ったら1,674頭分ということなんです。

これ、ちょっと矛盾がありまして、捕獲隊に発行している鳥獣捕獲等許可証は、年間予定が2,500頭ということなんですけども、そしたら、当初予算のときに2,500頭分の予算計上をしていないといけないはずなんですけども、1,674頭分が今年度の当初予算というのが、ちょっと理解できないんですけども、すいません、本来なら3月にすべき質問だったかもわかりませんが、ちょっと私、その当時私は建設環境常任委員会に入っていませんでしたので、もし今回御説明が叶うならば御説明願いたいんですけども、いかがでございましょうか。

○議長（荒川 政義君） 瀬川農林課長。

○農林課長（瀬川 洋介君） ただいまの吉村議員さんの御質問ですが、確かにその計画等を見れば、当初予算からの頭数というのは、それが適切であったかもしれないというふうには思っております。

ただ、あくまで自然相手のものですので、増えているのか、減っているのか、捕獲数は年々増えておりますけども、捕獲の伸び率自体は年々減ってきております。

なので、当初予算の数値計上において、まだ幾らを適切な数として、何頭を上げるかというのがはっきりと見込めない状況の中で、当初予算として1,700頭分を上げさせていただいたというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） あまり理解できませんでしたけども、捕獲隊への捕獲予定数が2,500頭というところとの矛盾があるので、来年度の予算編成においては、そういった矛盾が生じることのないような予算編成をお願いしたいと思います。

質問は以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかにありませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ちょっと何点かお伺いをいたします。

最初に、18ページの特別職期末手当が増額になっておりますが、人勤で減になる中で、これ何で特別職が増額になるのか、ちょっと分かりやすく御説明をお願いいたします。

それから、21ページの福祉センターの修繕費、エアコン修理とフェンス取替え等ということなんですけども、エアコン修理29万7,000円と計上されておりますけども、これは、やはり買換えよりも修理のほうが安いということでもよろしいのでしょうか。

それと、イノシシ対策もあって、安全対策というんですか、フェンスを取替えるということで、西側の古い緑色のあのフェンス、老朽化したフェンスだろうと思うんですが、そこは新しいのに取替えるとして、反対側、東側は開放されたままになっておりますので、その辺は安全対策として大丈夫なのかどうか、必要ないのかどうか、御答弁をお願いいたします。

それと、28ページの農地一般管理経費、橘グリーンパークの漏水で、2か月で4,500立



米ということですが、これはどういった場所で、どういう原因で、どういう状況で漏水していたのか、その辺の御説明をお願いいたします。

それから、29ページの有害鳥獣捕獲事業、これについては今、同僚議員からも質問がありましたけども、大きな補正ということで、総額として3,700万円ぐらいの予算になると。この予算を毎年、防御と捕獲ということでやっていっているんですけど、その効果というのはどういふふうに評価されているのか、そこを御答弁いただきたいと思います。

それと、31ページの竜崎温泉の指定管理のポンプ交換等の修繕費、これについて、これは恐らく指定管理者の負担分は、もう限度額に達したから、町が直すんですよということだろうと思いますけど、そもそもの指定管理者の負担分の修繕費の検査というか、確認というか、それはきちっと行われているのかどうか、その辺を御説明ください。

それともう一点、38ページの、これも指定管理施設の総合体育館の周辺の樹木の剪定費ということなんですが、指定管理の更新に合わせてという御説明がありましたけど、来年度から指定管理、これは、後の指定管理の議案のほうもありますけど、来年度から恐らくこの指定管理の中にこの樹木の剪定の管理費も含まれているということだろうと思うんですが、それであれば今、予算を組んで、実際に剪定をするのは1月から3月までの間ということになりますので、その間に実施をしなければならぬという緊急性があるのかどうか。端的に言えば、4月まで待って指定管理者にやらせてもらええじゃないかと思うんですが、その辺、1月から3月までの間にやらなければならないというその緊急性な理由を御答弁ください。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員さんの御質問の18ページの特別職の期末手当の増減の理由につきましては、町長の期末手当の支給について準用しております周防大島町期末手当及び勤勉手当の支給規則第7条の規定により、特別職の地方公務員として在職した期間、これ議員になるんですが、――を在職期間に算入して支給することとなりますので、当初予算では在職期間率を100分の100で積算しておりましたが、町長選の結果により、前町長は在職期間率100分の80、町長は在職期間率100分の60の期末手当を支給することとなることから、前町長と町長を合わせた在職期間率が100分の140となるため、67万9,000円の増額となっております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 田中議員さんから、福祉センターの関係で2点ほど質問があったように思います。

エアコン修理は、実は1階と2階、1階は応接室といいますか、一般の方が出入りするところ、それから、2階は児童クラブが運営をしているところでございます、ここの修理をするということなんですが、実は埋め込み式のエアコンでございますので、それを全て新しくすると非常に費用がかかるということで、このたびまず修繕という対応をさせていただくというところがございます。

それから、工事請負費につきましては、フェンス、今回修理をする西側のフェンスが老朽化をしております、実は、職員が杭を打ってそれを止めるような形でこれまで何とかもたせていたという現状でございます、11月のはじめに、その周辺に日中にイノシシが出るということで、非常に危険性が高まったということで、老朽化した部分を今回修理をするということにさせていただいております。

なお、田中議員さんがおっしゃるのは、多分門が、門のところを何とかしなさいということなんだろうと思いますので、そこは今回含まれておりませんので、今後検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） ただいまの御質問です。お答えいたします。

まず、ページ、28ページの光熱水費の用途でございます。経緯といたしましては、橘グリーンパークのトイレ等の水道使用料におきまして、通常は18立米、2か月間で18立米ほど程度であります、9月の検針時におきまして4,500立米となっていることが判明いたしました。前回検針、7月以降に漏水が始まったと考えられております。

その間、場所がグリーンパーク入り口駐車場のちょっと盛土しておる小山付近から道路にかけてということで、推測しまして、小山付近で漏水していたと。地上における異状が確認されなかったため、9月検針において発覚いたしまして、このたび減免申請等に基づきまして、不足分につきまして、補正予算として計上いたしました。

続きまして、有害鳥獣捕獲事業委託料の効果ということでございますが、今時点でございますが、事業効果につきましては、ちょっとまだ正確には検証されておられません。

続きまして、竜崎温泉の修繕でございますが、110万円までは指定管理者が負担するということになっております。これは、もう金額が1万円でも2万円でも毎回届出を出してもらい、課内で修繕が必要かどうか協議しまして、必要であるというのであれば修理をさせて、完成しましたら職員が確認に行っております。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 田中議員さんからの38ページ、樹木剪定のことについての緊急性

についてという御質問でございますけれども、これまで陸上競技場の北側、また西側ゲートから海の部分、海岸線に向かった部分につきまして、またヘリポートの部分の周辺の樹木について、高木でございますが、この高木の樹木については、これまで指定管理者の管理の範囲に含まれておりませんでした。それで、令和3年度以降につきましては、議員さんのおっしゃるとおり、次期指定管理者の方に管理を委ねようという考えではございますけれども、今回の指定管理者の更新にあたり、下田選果場の解体等に伴いまして、高木の樹木が相当枯れた部分が目立つようになっておるといふ状況となりまして、これにつきましては、1度町のほうで剪定作業を行いまして、次年度以降には計画的に指定管理者のほうで樹木管理をしていただきたいというところの補正でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 特別職の期末手当のことなんですが、その規定に基づいてということなんですが、前職期間が、現町長は町議の期間があるから、そこは要するに前職の部分で、前町長と現町長は二重になるという規定になっているということなんですよね。それが、常識的には11月14日で交代するんだから、その前後で特別職の報酬としては変わらないと思うんですが、前町長と現町長は替わるけど、トータルでは変わらないのが常識なんかと思うんですけど、規定でそうなるんだったら、しょうがないんかもしれんですけど、そこらはちょっと見直す必要があるんじゃないかなと思うんです。

それと、議員というのは報酬なんで、町長は給料、給与ですから、そこも給与の算定に報酬を前職加算するというのは、ちょっと違和感があるなと思うんですが、何か御答弁がありやあいただきたいと思えます。

それと漏水、28ページの光熱水費の漏水の件なんですが、1日当たり、だから4,500立米、2か月で4,500立米ですから、1日当たりにしたら75立米、相当のこれは水量になるんですが、土の中、土中にあったということなんで、分からなかったということなんですけど、何か影響は表面的に出なかったのかなと思うし、今後、ほかの場所でもそういうことが起こり得る可能性は否定できないと思いますんで、そこをどうしていくのか。この4,500立米を、例えばまたどこかでも起きるといふのではなくて、例えば何らかの、目視で分からなかったら、検針の回数を増やすとか、そういったことは何か検討されていくのか、検討が必要じゃないかなと思いますけど、その点について御答弁をお願いします。

それと、29ページの有害鳥獣の件なんですが、事業効果が正確には検証されていない。確かに難しいことではあるんですけど、何らかの指標というんですか、これだけ年間3,000万円、4,000万円かけて、何もその事業効果として示すものがないですよというの、あまりにも無責任じゃないかなと。毎年毎年こうやって補正して手当てを、予算をつけていくわけですから、

そこはやっぱり何かの事業効果の指標があつてしかるべきだと思いますが、もう1回ちょっと御答弁をお願いいたします。

それともう1点、体育館のことなんですが、指定管理の更新で、今までやっていなかったから、今回は町がやるんですよということのように聞こえたんですが、今回、町がやるということは、いつどの段階で決めたのか、ちょっと仕様書とかを見たんでは、これちょっと指定管理のことになりますけど、その辺が分からなかったんで、今回、3月までに1回町が伐採しますよということはいつ決められたのか、そこを御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 瀬川農林課長。

○農林課長（瀬川 洋介君） ただいまの御質問ですが、まず、漏水事故による水道料金の件ですが、現場の状況というのは、今、田中議員さんもおっしゃられたとおりなんですが、表面上にちょっとその傾向が全く見られていない。それから、実際に使っているトイレで、水が不浄な状態であったということもないことから、2か月間の検針の間、ちょっと発見ができなかったという状況です。

ただ、御指摘のとおり、2か月も経つとこれぐらいの水量が出てしまいますので、正式な検針は2か月に1回ですが、担当者がメーターを見ることはできますので、1か月ごとであるとか、2週間ごとであるとか、その辺はちょっと対応を、メーターを見て異状がないか対応はしていきたいというふうに思います。

それから、イノシシの効果、いわゆる事業効果ということだろうと思いますが、1つの指針として、イノシシによる農業被害というものもあります。これは、JAが毎年算出するものですが、それによると被害額、イノシシによる出沒はよく見られますし、捕獲数は増えているんですが、被害額は若干減っているという数値は出ています。ただ、これは1つの指針でありまして、これによってイノシシが減っているのかということにはならないというふうには考えています。

ただ、費用対効果といいますか、事業効果を判定することは、予算を執行する以上必要だと思っておりますが、生体数の把握等は非常に難しいので、今、方法は模索をして、今後検討していかなきゃいけないというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 陸上競技場及びその周辺、総合体育館の前の剪定の関係でございますけれども、10月のはじめに第1回目の選定委員会を開催しております。その選定委員会の開催にあたりまして、それ以前、9月に委員会内、また町長協議等で協議をする中で、剪定が必要だということを判断いたしまして、調整を進めたところでございます。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員さんの御質問でございますが、町長も前町長も、在職期間

が基準日以前6か月以内でございますので、町の、先ほど私が申しました支給規則第7条によって、基準日以前6か月以内の期間において、特別職に属する地方公務員が職員となった場合は、引き続きその期間内において在職期間は算入するということになっておりますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） もう1点だけ、イノシシの件です。ちょっとこれは今後のことというんか、今、課長さんもちょっと言及されていましたが、今のままでええよと思うちよるわけじゃないということだと思っておりますが、これまで毎年予算をつけてやっていると。私は最初から申し上げているんですが、1つのイノシシ対策の方針というものを町で決めなきゃいけないんじゃないのか。今、防御と捕獲をどちらもやっているということなんです、これもどちらに、防御は必要だと思います。でも、捕獲については結局、今、全体数の把握ができていない状況で、これはもちろん推定になると思うんですが、毎年予算をかけて捕獲して、それが果たして効果が出ているのかどうかということは、非常に疑問を感じながらやらなきゃいけないと。

もう一方で、捕獲して単に今は処分するということなんです、そこは今後、加工の利用とかジビエとか、いわゆるそういったことに取り組む、そういったことも必要じゃないのかなと思いますが、まず、例えば防御と捕獲と加工、どこに重点を置いてやるのか、そういったことをやっぱり予算をつける以上は、そこを明確にして取り組まなきゃいけないんじゃないかなと思います。

その辺を新しい町長さん、どういうお考えなのか、そこをちょっと、町長の御意向と、これから検討することにはなると思いますけど、そこをちょっとお聞かせいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員さんに、今、御質問を頂きましたイノシシのことに关してでありますけども、やはり有害鳥獣捕獲事業ということで、町で取り組んでおりますけれども、やはり私も各地を歩きながら住民の皆さんの話を聞いておりますと、非常に、もうイノシシの被害、そしてまたイノシシが怖いというようなこととお話を頂くことは、私のみならず議員の皆さん、そしてまた職員の皆さんも大きく感じられておるところだと思います。

そして、今までは農作物に関する被害ということで、このような措置がされてこられたかと思うんですけども、これからは、もう生活圏に入ってきている。そして、もう皆さんが怖い思いをしている。そして、今は車にぶつかってしまって車が損傷したというような事例が多数に上ってきておる。それに加えて、今後はイノシシによるケガを負わされるというようなことも、今後は想定をしていかないといけない時期だと思っています。

田中議員、先ほどから御提案を頂いているとおり、やはり私も科学的な根拠に基づく方針とい

うのを立てないといけないと思います。数がこのくらい、今実際、周防大島町の中にどのくらいおるのかということも、実ははっきりとしていません。およそこのくらいいるであろうということであるとか、あとこのくらいを捕獲をすれば、このような見通しで立って行って、減少に転ずることができるとか、やはり今、吉村議員さんはじめイノシシの捕獲を頑張っていたいただいている方、そのノウハウも多くなってきておると思いますので、やはりもう一丸となって協力をしながら方針を立てていく、答えを求めていくという時期に入っておるのかなと思っております。

今、3,000頭を超える捕獲ということであるんですけども、私も考えてみましたが、3,000頭、これ1頭30キロとしましたら90トンの量になるんです。その量を、やはりこの3,000頭の命、これも動物でありますので命である。その命を絶って、そしてまたそれだけの分量のお肉を処分をしておるといようなこと、これも一旦よく考えて議論をしていくことが必要なかなと思っております。

今取り組んでいる事業、そして、役場の中で今、農林課が主に行っておりますけども、いろんな農林課以外の各部署の皆さんも、イノシシをどのようにして、どのように取り組んでいくのか、イノシシ問題についてどのように取り組んでいくのか、様々な役場の皆さんの経験もあられると思いますので、それをしっかり生かして解決に向かっていく。その方針をつくって、目的と目標だけではなくて、それをどのように、実際、行動したかということをしっかり検証していく、そういうことが必要だと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 15ページになるんですけども、雑入のところで、ふるさと寄附金のJTBさんとの契約が終了して、ポイント制度の解約返戻金が入ってきたということなんですけれども、こちらは、もう契約が終わったら、そのポイント制度の部分だけが解約になっているのか、JTBさんを通じてのふるさと寄附金の仕組み自体が終わって別の手段になるのか、どちらかと思ひまして質問させていただきます。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 白鳥議員さんの御質問でございますが、まず、ふるさと寄附金、JTBからの返戻金代金、これ、ポイント交換についてでございますが、本町はポイント制を採用しており、寄附と同時に返礼品を選び発注する必要はなく、寄附から2年間の期間内であれば、好きなタイミングでポイントを使用し、返礼品と交換することができることとなっております。

このたび、令和2年の6月30日でJTBとの契約終了に伴いまして、JTBに先払いした返礼品代、これはポイント代になる訳でございますが、そのうちまだポイントの有効期限はあるが、返礼品の発注がされていないものとか、既にポイントの有効期限が経過し、返礼品を発注するこ

とができないものについて、このたびJTBから町へ返還する必要が生じたため、補正を行っている額でございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） では、今現在は、もうポイント制の部分は、周防大島町のふるさと納税の分ではないということなんですか。それとも、6月末までの分で清算して、またそれ以降は、引き続きそのポイント制での寄附が行われているということなんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 岡本政策企画課長。

○政策企画課長（岡本 義雄君） 白鳥議員さんの御質問にお答えいたします。

今言われましたとおり、JTBにつきましては、業務を解消いたしましたので、このたび清算ということになりますが、寄附者が保有しておりましたポイントは、次の業者に引き継ぎますので、ポイントは有効ということになっております。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） 私から3点ほど質問をさせていただきます。

まず19ページ、支所の出張所費の中の小規模の施設整備事業補助金、それぞれどういう内容で使ったのか、細かいところを教えてくださいたいのと、2つ目は33ページ、公営住宅の一般管理経費の中の修繕費そして植栽の管理、この辺はどこの住宅に使ったのかをお伺いします。

3点目は、先ほど田中議員からもありましたが、38ページの剪定に関してでありますけれども、先ほどの御答弁の中で、前指定管理者の中にこれが含まれていなかったから今回はやるということで、このたびの議案の説明資料の中にも書いてありますけれども……、ちょっとページ飛びます。審査の公表の中で、今回、樹木の剪定範囲の見直しを行ったという文面が書いておりますが、次年度からはこの次に選定される業者というか、その指定管理者がやるのかどうかをお答えいただきたいと思っております。

以上3点、お願いします。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 今、新田議員さんの御質問ですけれども、公営住宅の一般管理費の修繕の用途ですけれども、公営住宅、今後見込まれる修繕費の追加なんですけれども、主に入居生活の移住環境を維持するための修繕と、それと、今募集をかけておりますけれども、入居募集により新規入居者が決定した住宅において、入居前に修繕に充てると、整備して入っていただくという内容になっております。

それから、空き家住宅における草刈りとか原材料のことなんですけれども、今の空き家住宅が、ちょっと今年、昨年に比べて今年増えてきております。大体31戸、現在増えておりますけれども、

空き家になりますと、庭というか、その辺のところの草の管理が大変手がかかっておりますので、その辺の草刈り、それと併せた防草シートを張りますので、その辺の予算を追加計上させていただいております。

○議長（荒川 政義君） 山本統括総合支所長。

○統括総合支所長（山本 勲君） 御質問のありました小規模施設整備事業の件でございますが、大島総合支所が今回100万円の補正、それから橘総合支所は9月の補正で150万円しております、今回追加で50万円、合わせて300万円の補正ということをお願い——、補正後の額が300万円ということになります。

それで、どういう事業をやっているかという御質問でございますが、大島総合支所につきましては、防犯灯の設置が12件、地区集会所施設の改修が3件、道路・水路の補修が4件、地域共同利用施設の改修が4件、その他の改修が3件で計26件、26自治会からそういう要望が出てきていると、それをやっております。今までの、11月末時点で、金額としては147万2,740円をもう執行済みという形になっております。

それからもう一件、今回補正をお願いしております橘総合支所の関係でございますが、橘総合支所では防犯灯の改修、ごみステーションの設置、それから浮棧橋の設置、地区集会施設の改修等を合わせまして24件、総額で223万円の補助金を執行済みでございます。それで、予算額が3月までのを推計しますと、不足しておりますので、今回不足する分についての補正をお願いしているということでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 総合体育館及び陸上競技場周辺の樹木剪定でございますけども、次回の指定管理におきまして、指定管理料の中に含めまして、その基準額の中に含めまして、これまで管理をされていなかった樹木の剪定部分、周辺施設全体の高木等の樹木管理につきまして、次期指定管理者のほうで剪定をするよう計画をしております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ありがとうございます。もう十分だったんですけども、支所に関して、大島、橘が出ちゃって、東和あるいは久賀というところが何もない。これは、支所間でやる気の問題が左右しちよるんじゃないかなっていうのを、ここからちょっと何うわけなんですけども、自治会の要望にしっかりと、その他の久賀あるいは東和が応えていないということはないのであろうけども、出ておるところと出ていないところがあるというのは、何か差を感じますが、その辺りは、久賀あるいは東和というところは、状況は補正上げんでも十分間に合っちょるんか、自治会の要望はしっかり叶えちよるんかどうか、もう1回その辺お伺いいたします。



○議長（荒川 政義君） 山本統括総合支所長。

○統括総合支所長（山本 勲君） ただいまの御質問でございますけれども、小規模施設整備事業補助金の補正額の推移といいますと、当初予算で大島総合支所だけ150万円つけていただいております。そのほかの総合支所は100万円ずつという形が当初予算でございました。

その後、地域要望等に応じて補助金を執行していくんですけども、橘のほうは9月補正で150万円を補正をさせていただいて、執行しておると。このたび大島総合支所が100万円、橘総合支所が50万円の補正をまた追加をお願いしているというような状況でございます。

これも、久賀と東和総合支所が補正がないのはなぜかということなんですけれども、これは、やっぱり地域の要望に応じて補正をしていくもんですから、久賀と東和については、地域からそれほど、要望が少なかったんで、当初予算で今のところで足りているというような見込みでございます。

ただ、このたび7月の豪雨災害等ございまして、東和地区については、従来であれば赤線、青線については、地元が小規模のあれでやってもらうというのが建前でございましたけれども、今回の7月豪雨災害につきましましては、青線、赤線でも生活に密着したものは、総合支所のほうでやるということになっておりますので、その分を総合支所のほうでやっておりますので、地域からの要望が少なくなっているのではないかなというふうに、私は推察をしております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） じゃあ、もう1回だけ。地域要望が、私は決してないわけではないと思います。例えば東和のほうを回っても、線が消えちよるところもたくさんあるし、自治会のそれぞれの声というのはしっかりと聞いていただいて、できるだけことはやっていただきたいなと思いますので、要望になります。答弁は結構です。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございせんか。尾元議員。

○議員（13番 尾元 武君） すいません、15ページに戻ります。

先ほども、ちょっとふるさと寄附金について質問がございましたが、寄附金の補正が2,026万円ほどこれに上がっております。これが、この時期に上がって増額見込みということでの補正なんですけど、この内容として、ある意味、寄附される方が増えるという形の数字なのか、それともJTBさんとの解約を通して、その経費が浮くからこういった数字が上がっているのか、その辺の確認をお願いしたい。

○議長（荒川 政義君） 岡本政策企画課長。

○政策企画課長（岡本 義雄君） 尾元議員さんの御質問にお答えいたします。

当初予算におきましては、寄附者からの寄附額が具体的に見込めませんので、若干低めに組ん

であります。このたび補正をさせていただきましたが、昨年度に比べまして、現時点で100万円ほど寄附が増えているということで、3月までの前年度の実績を見込みまして、補正をさせていただいたところでございます。

○議長（荒川 政義君） 尾元議員。

○議員（13番 尾元 武君） 100万円プラスってということですね。1,260万円という数字、その後の差額分というのは、これからまだ入るという見込みなんですか。ちょっと私が考え過ぎたかもしれないけど、JTBさんの解約を通して経費が浮いたのかなとちょっと思ったんです。そういった部分の金額というのは、これには入っていないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 岡本政策企画課長。

○政策企画課長（岡本 義雄君） ただいまの御質問でございますが、先ほど100万円増額していると申しあげましたのは、説明が不足しておりました。

現時点で、昨年、前年対比で100万円ほど増額をしておるということで、3月までの前年度の見込みに対しまして、その部分も含めまして、今回増額の補正をさせていただいたということでございます。

それから、JTBが、業務が終了したことにつきましては、次の業者という形になりますので、JTBが終了したことによって減額になる見込みというふうには考えておりません。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第2号令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第3号令和2年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1点だけお尋ねをいたしますが、62ページに、税制改正に伴うシステム改修の予算が上がっておりますが、一般会計のほうでもシステム改修の予算が補正されています。たびたびシステム改修というのは目にするんですけど、これは、健康福祉部の関係なんで、健康福祉部の中でシステム、いろんなシステムがあると思うんですけど、それは、もう同一業者がやっているというのでいいのか、それとも、何かこういった種類で分けて、物は、その

業務の内容によって幾つかの業者が入っているのかどうか、その辺をちょっと御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） このたびの補正でも、ほかにももう2件ほど、システム改修関係の補正をさせていただいて、一般会計のほうでさせていただいておったんですが、今回、後期高齢のほうでは、今、田中議員さんがおっしゃられた平成30年度の税制改正、基礎控除額の見直しに伴う広域連合との情報連携を行うための改修だと、こういう話なんですけど、システムが皆統一かどうかという御質問であったと思いますけれども、実は介護保険に関しては、今回、クラウドに移行するまでは別の業者で運営をしておりましたので、その他のシステムは統一業者であって、今回、このクラウドによって介護も同じネットワークに入る、統一業者になったということで、現段階では全て同じ業者で対応しているというふうに理解をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） システム改修、その都度法改正とかによって業務が発生すると思うんですが、それらを同一業者で行う場合に、時期が異なるからそれは、そういう場合は別ですけど、例えば、これは仮定の話になりますけど、時期が同じ場合に同一業者が別業務を、複数の業務をやる場合も出てくると思うんですが、そういった場合には、まずその業者の委託費を決める際に、今回の予算もそうなんですけど、実際に契約する際にどういう、例えば入札にするのか、その結果1社になっているのか、その辺の契約の相手方の決め方と、随契であれば、例えば諸経費の調整とか、そういったことはされているのかどうか、その辺も、もうちょっと詳しく御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） まず、契約は当然、業者のほうのパッケージを買っておるわけですので、当然、その業者の1社の随契でございます。

その仕様、システム改修のやり方というのは、基本的にはパッケージを購入をするというやり方をしますので、要は導入自治体が多ければ多いほど、そのパッケージ代はまず安くなりますということが、まず第1前提であります。

そして、それから今回、クラウドへ移行したと。県内の今回導入されたメーカーと同じものを運用している自治体とのクラウドを導入したと、こういうことになりますので、そこについては、いわゆるパッケージは先ほど言ったようにそれぞれで、もう固定価格ということになりますけれども、いわゆる諸経費関係については、そのクラウド内で調整をして、これまではそれぞれ単独で経費を見積もっていたわけなんですけど、そこの分は按分、人口按分といったような調整をした上で、幾らかそこの部分は安くなっているというのが実情でございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第4号令和2年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第5号令和2年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第1号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第9号）から議案第5号令和2年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）までの質疑を終了いたします。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

暫時休憩をします。

午前11時47分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

.....

### 日程第12. 議案第6号

○議長（荒川 政義君） 日程第12、議案第6号令和2年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 議案第6号令和2年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をいたします。

お手元の補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は総則です。

第2条の収益的収入及び支出では、予算第3条既定の支出に694万2,000円を追加、8億1,887万1,000円とするものです。

その概要につきまして御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

支出につきまして、2目配水及び給水費の1節給料2節手当6節法定福利費及び33節負担金は、人事異動に伴う人件費の調整をするものです。

続きまして、3目総係費の1節給料2節手当6節法定福利費及び33節負担金は、人事異動に伴う人件費の調整を、18節委託料は、新年度予算作成に係る指導・助言業務の委託経費を追加計上するものです。

1ページに戻っていただきまして、第3条の資本的収入及び支出では、不足財源の内訳を変更しようとするものです。

続いて第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、人件費の補正に伴い増額するものです。

なお、3ページ以降に附属資料を添付しております。

以上が、議案第6号令和2年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1点だけ、お尋ねをいたしますが、人件費について、給料、手当、いずれも増額ということになってはいますが、今回、これ人勧の削減も含めて、考慮してのことであるかどうか、その辺の御説明をお願いをいたします。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 田中議員さんの御質問ですが、これは今年度の人勧に伴う調整費を含めております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） その場合に、人勧のマイナス分がどれぐらいで、幾らで、その他は人事異動とかいうことになるんだろうと思うんですが、そのマイナスは人勧に伴うものだけなんでしょうか。ちょっとその辺がよく分からないので、もうちょっと数字で説明してください。

○議長（荒川 政義君） 小泉水道課長。

○水道課長（小泉 周三君） 補正予算書の第3ページを御覧いただきたいと思うんですが、こちらのほうに給与明細表がございます。先ほどの御質問の期末勤勉手当等の改正に伴うものは、2段目の手当の内訳のところの差額に134万4,000円に比較の金額となっております。

その他における今回の給与の人件費の増額に関しましては、当初予算を策定しました段階の想定した人員に比較しまして、実際に4月に配置された職員のメンバーの年齢が若干高かった関係で、このお手元の3ページの資料のとおり、給与につきましては242万7,000円、手当の

総額につきましては217万6,000円で、手当の内訳につきましては、下段の扶養手当から変更がございましたのは、住居手当までの金額が比較の増減となっております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今回は、人勧のマイナス分があるので、ちょっとそれが考慮されているということなんですけど、基本的には人件費が上がっているということになると思うんですが、それは人事異動で上がったんですよということなんですけど、例えば前年度と比較してということですかね、その人件費の動向というのはどうなっているのか。

それは、今年の3月議会で、外部委託が今年から始まっているから、それによって360万程度の人件費削減が図られるという御説明があったと思います。その辺を、これは人事のことにもなりますので町長にちょっとお聞きしたいと思うんですが、公営企業としてどういうふうに入件費を削減していこうとするのか。人事も含めてその人件費削減というのは図っていかないと、なかなか異動になってから増えるんですよというのではちょっと理由にならない。その外部委託で人件費を削減していくと、そのための外部委託でもあるという説明だったので、その辺の方向性というか、方針ということですか、そこをどう考えておられるのか、ちょっと御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員から御質問を頂きましたこの水道の補正のところ、人件費増額となっている理由についてでありますけれども、また、その人事的な方針ということ、これは極めて重要なところであると私も受け止めております。

そして、この周防大島の水道事業というのは、弥栄ダムからの広域水道によって我々に供給をされておるものでありますし、周防大島だけでの事業というわけではございませんので、そういった面からも、この水道料の徴収に関しましては、柳井市と業務を共同して、そしてコストを削減するというようなことでありますけれども、この外部委託によって360万円程度の人件費削減ということでありまして、私も課長に聞いたところ、相談をしたところ、やはり初期導入のコストというものがあがる程度かかるということであります。

この外部委託を始める段階においては、やはりあらゆる、初めてのことでありますので、そういったコストが見込まれているということでありまして、さらにその職員の年齢というようなところもあるように聞いております。

ですが、田中議員御指摘のとおり、今後どのような人事を行っていくのか。それはやはり一番大切なことは、この広域水道の中でこの周防大島町の水道料金が安いという状況の中で、県から水価安定補助金というものを受け取っているところでありまして。

この周防大島町で努力をしっかりとしているところをしっかりと見せていくこと。これを見させていくというか、それを提案をしていく。このように周防大島町では維持費削減に努めていますということを示していかないといけないと思いますので、それは人事に——人事というか、人件費に係るところをしっかりと削減をしていく工夫をして、低くもっていくということは、周防大島町としても大切なことであると思いますので、それを反映させる人事に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

---

### 日程第13. 議案第7号

○議長（荒川 政義君） 日程第13、議案第7号令和2年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 議案第7号令和2年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をいたします。

お手元の補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は総則です。

第2条の業務の予定量では、特定環境保全公共下水道建設改良事業の事業費を96万5,000円補正し、13億8,573万5,000円とするものです。

第3条の収益的収入及び支出では、予算第3条の既定の収入に2,114万6,000円を追加し、9億3,762万1,000円とするとともに、既定の支出から211万5,000円を減額し、8億3,775万3,000円とするものです。

その概要につきまして御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

収入につきましては、1款下水道事業収益3項特別利益3目その他特別利益1節その他特別利益は、令和元年度分の消費税確定申告に伴う還付金2,114万6,000円を追加するものです。

支出につきまして、1款下水道事業費用1項営業費用3目総係費の1節給料、2節手当及び6節法定福利費は、人事異動に伴う人件費の調整を、12節印刷製本費は、納付書印刷に伴う10万9,000円の追加を、13節通信運搬費は、久賀大島浄化センターで使用するインターネット等の利用料及び受益者分担金の申告書の送付に伴う郵送料6万7,000円の追加を、

14節委託料は、企業会計システムの固定資産台帳の新規登録に伴う102万9,000円の追加を、17節修繕費は、複写機のパフォーマンス料を7万5,000円追加を、24節負担金、補助金及び交付金は、人事異動に伴う退職手当組合負担金及びケーブルテレビの加入負担金3万6,000円を追加するものです。

1ページに返っていただきまして、第4条の資本的収入及び支出では、予算第4条の既定の支出に96万5,000円を追加し、17億1,345万2,000円とするとともに、不足財源の内訳を変更しようとするものです。

その概要につきまして、御説明いたします。

4ページをお願いいたします。

支出につきましては、1款資本的支出1項建設改良費2目処理場費18節工事請負費では、久賀大島浄化センターのケーブルテレビ等引込工事に伴い96万5,000円を追加するものです。

2ページに返っていただきまして、第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、人事異動等に伴い給与を減額するものです。

なお、5ページ以降に付属資料を添付しております。

以上が、議案第7号令和2年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

---

#### 日程第14. 議案第8号

○議長（荒川 政義君） 日程第14、議案第8号令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 議案第8号令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第5号）の補足説明を申し上げます。

令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算書の1ページを御覧ください。

この予算は、9月実績に基づきまして補正するものです。また新型コロナウイルス感染症に関連する補助金の増加や、3月の導入に向けたマイナンバーカードによるオンライン資格確認端末の整備、日本学生支援機構からの支援金を財源として、経済的に困窮している学生に対して助成



金交付を行うため補正するものでございます。

第1条は総則でございます。

第2条の業務の予定量では、新型コロナウイルス感染症の影響により病院患者数、介護老人保健施設利用者数が大幅に減少しているため、入院合計で9,744人、外来合計で2万19人、入所合計で4,883人、次の2ページを御覧ください。通所合計で1,546人の減少を見込んでおります。それに伴いまして、1日平均患者数・利用者数を補正しております。

次に3ページを御覧ください。

(9)の主要な建設改良事業について、国が進めるマイナンバーカードの普及とマイナンバー利活用の促進に関する方針により、公立病院におけるマイナンバーカードの健康保険証としての利用に向けたオンライン資格確認の導入に向け、資格確認端末購入、既存医事システム等の改修に伴う費用として、合計753万3,000円を増額補正し、1億5,469万2,000円としております。

第3条の収益的収入及び支出では、収入につきましては、業務の予定量の減少に伴います診療収入の減少、新型コロナウイルス感染症関連補助金の増加及び日本学生支援機構からの支援金を財源として、経済的に困窮している看護学生に対する助成金事業により、4ページを御覧ください。収入合計で3億2,887万1,000円減額補正し、50億3,027万9,000円を見込んでおります。

支出につきましては、職員減少の影響による給与費の減少と業務の予定量の減少に伴います材料費の減少、看護学生への助成金事業により、支出合計で3億2,800万9,000円減額補正し、50億3,022万5,000円を見込んでおります。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、先ほど主要な建設改良事業で触れましたとおり、資本的収入はオンライン資格確認システムの導入に伴う財源として、企業債の増額と支出金の増額により、5ページを御覧ください。収入合計で465万9,000円増額補正し、1億7,679万5,000円を見込み、支出は建設改良費の増加により753万3,000円増額補正し、合計9億7,885万5,000円としております。

第5条の企業債につきましては、建設改良費の増加により260万円増額補正し、1億4,980万円としております。

第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、6ページを御覧ください。給与費合計で1億81万6,000円減額補正し、28億9,096万2,000円としております。

内容としましては、職員の減少に伴う減額や期末手当の支給割合引下げ等による減額となっております。

第7条のたな卸資産購入限度額につきましては、業務の予定量に基づき算出し、合計で2億2,759万3,000円減額補正し、6億6,062万5,000円としております。

附属資料としまして、7ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

以上が、議案第8号令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第5号）の内容でございます。

どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 3点ほどお尋ねをいたしますが、まず10ページのやすらぎ苑のこの人件費——職員数が増加して人件費も増額しておりますが、この理由を具体的に御答弁ください。

それから、16ページから17ページに有形固定資産購入費、これの使途について具体的にお願いします。

それともう1点は、コロナ対策の今回は歳出の予算は必要ないということによろしいのかどうか、その辺の確認をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 田中議員さんの御質問にお答えします。

最初に、やすらぎ苑の人件費の増額及び職員数の増加についてでございますが、最初に、やすらぎ苑の職員につきましては、退職者及び他施設への転出によりまして5名の減、他施設からの転入による8名の増で、3名の増員をしております。

その理由としましては、産前産後休暇等の休暇取得者が3名おり、施設間の異動により補充したため、3名の増員となっております。

人件費の増額については、退職者3名、施設間の異動による2名の転出により5名の減員、及び産前産後等の休暇取得職員が3名あり、その補充として他施設からの異動により8名の転入をして、3名の増員となったことから給与費が増加したものでございます。

職員の異動については、入所者の把握等、業務に支障を来たさないように早めの異動を行うことから、給与の支給期間が重なること、介護職員の補充を看護師にしたことにより増額となっております。

続きまして、16ページから17ページの有形固定資産購入費の使途でございますけれども、先ほど御説明がありましたように、国においてはマイナンバーカードの普及を促進しており、医療分野において令和3年3月からマイナンバーカードを活用し、オンラインによる保険資格確認

ができるようになります。

町立の医療機関においてマイナンバーカードによる保険資格確認が実施できるよう、導入費用を補正計上させていただくものです。

内容としましては、各医療機関に顔認証付のカードリーダー及び資格確認専用端末を設置しまして、支払基金や国保中央会とオンラインで接続し、資格確認できるようにするものでございます。

なお、顔認証付のカードリーダーは、台数の制限はありますけれども、無償提供されます。

現状では、健康保険証を持参して提示していただき、健康保険の種別、記号、番号等を確認させていただいておりますけれども、オンラインによる資格確認システムを導入することにより、マイナンバーカードを顔認証付のカードリーダーに挿入していただくことで、保険資格を確認できることとなります。

患者さんにとりましては、限度額適用認定証等を持参提示する必要がなくなることや、患者さんの同意を得た場合には、医師や薬剤師等の有資格者が薬剤情報や特定健診情報を閲覧できるようになり、また、よりよい医療が提供できるようになると考えております。また、マイナンバーカードによる場合には、接触する機会が軽減されることから、感染予防にもつながるものと考えております。

以上のことから、有形固定資産に計上しているものは、オンライン資格確認のシステムでございます。

もう1点、コロナ関係の費用につきましては、既に購入している費用等が含まれております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 人件費が減額されていますけど、これは人勤に伴う期末手当の引下げということでしょうか。

それと、今のマイナンバーカードの資格確認システムについて、3つの病院でそれぞれ予算が異なるんですが、これはほかにも何かあるということなのか、ちょっとその辺を御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） まず、やすらぎ苑の人件費の増額の中には、期末手当の給与支給割合の引下げによる減額が含まれておりまして、その金額につきましては、41万3,000円の減額をしております。

続いて、各医療機関において経費が異なる件につきましてですけれども、マイナンバーカードによる保険資格確認のためのシステムの内容でございますけれども、各医療機関に顔認証付カードリーダー及び資格確認専用端末を設置し、支払基金や国保中央会とオンラインで接続し、資格確認できるようにするもので、顔認証付カードリーダーは無償提供される予定としております。

それ以外の資格確認専用端末の購入費、医事会計システムの改修費、ネットワーク工事費を予算計上しております。

各医療機関で費用が異なりますのは、東和病院と橘医院、大島病院の医事会計システムのメーカーが違うため、システムの改修費用が異なることや、またネットワーク工事費用については、医療機関により配線の距離が異なる等の影響によるものでございます。（「期末手当の引下げの理由は」と呼ぶ者あり）はい。（「期末手当の引下げの理由。人勸」と呼ぶ者あり）

周防大島町一般職の条例等に準じて、病院事業局においても期末手当の支給割合を引き下げております。

○議長（荒川 政義君） ほかに。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 人勸に準じてということの人件費の期末手当の引下げということなんですけど、経営改革の面からは、やむを得んことかなとは思いますが、一方で、今このコロナ禍にあって、その給与、期末手当を下げるということがどうなのか。職員給与については、たしか一昨年は据置きという措置だったと思うんですが、そういうことも考慮して、今の状況下でその給与を引き下げる、期末手当を引き下げるということは、ちょっと問題というか、そういった現状を考慮すべきじゃないかなと私は思いますけど、その辺の見解はどうでしょうかね。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 田中議員さんのおっしゃるように、現在の新型コロナウイルス感染の状況から把握しますと、医療従事者等は大変な思いをしております、引き下げるというのはどうかということではございますけれども、一方、この新型コロナウイルスの影響によりまして収入が大幅に減少しております。それを踏まえますと、やはり引き下げないというところはちょっとなかなかできなかったということで、御理解をいただけたらというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） ほかに。竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 質問をいたします。

先ほど、業務の予定量の話が出たと思うんですが、1ページ目と2ページ目に補正予定数というのが出ております。先ほどの説明では、コロナによる患者の減、通所・入院の減という話に、9月の実績だという説明があったと思うんですが、その補正予定数という数値を出した中で、これは、9月単月の実績で残った月数を計算したものなんですかね。ちょっと私もそこら辺りが詳しく知りたいんですが、説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 竹田議員さんの御質問にお答えいたします。

単月ではございませんで、4月から9月までの患者数の延べ人数を補正しているものでござい

ます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

---

日程第15. 議案第9号

日程第16. 議案第10号

日程第17. 議案第11号

日程第18. 議案第12号

○議長（荒川 政義君） 日程第15、議案第9号周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正についてから、日程第18、議案第12号周防大島町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてまでの4議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第9号から議案第12号までにつきまして、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第9号周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正についてであります。

議案つづりの9ページを御覧いただきたいと思います。

令和2年10月28日の山口県人事委員会勧告を参考に、今年度の病院事業局の経営状況が再編計画と比較し悪化する見込みとなっている状況を考慮し、病院事業局企業職員の期末手当と勤勉手当を合わせた支給割合を年間100分の435とし、令和2年11月26日に労働者の過半数を代表とする者と協議をいたしたところでございます。

周防大島町病院事業管理者の期末手当につきましても、病院事業局企業職員と同様の支給割合とするために改正するものでございます。

内容につきましては、期末手当の支給割合を100分の220から100分の217.5に改め、年間の支給割合を100分の435とするものでございます。

なお、附則につきましては、本条例の施行日を令和3年1月1日からとしております。

次に、議案第10号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

本議案は、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）が、令和2年9月4日に公布され、令和3年1月1日から施行されることに伴い、周防大島町国民健康保険税

条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点でございますが、国民健康保険税の減額について政令の改正に併せて改めるものがあります。

それでは改正内容につきまして、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

10ページ、上段、条例第23条（国民健康保険税の減額）についてでございますが、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直し（給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替等）に伴い、国民健康保険税の負担水準に関して、意図せざる影響や不利益が生じないように軽減判定基準を政令改正に併せて改正するものでございます。

11ページ、下段、附則第2項（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）につきましては、軽減判定所得基準の見直しに併せ、必要な規定の整備を行うものでございます。

続いて、議案第11号周防大島町スクールバス条例の一部を改正する条例の一部改正についてであります。

令和2年第3回定例会において御議決をいただきました周防大島町スクールバス条例の一部を改正する条例につきましては、防長交通株式会社の子会社であるバス路線一部廃止に伴い、周防平野から周防油宇までの公共交通空白地を、小学校の統合に係るスクールバス新設路線として、白木線と同様に一般の方も乗車できる混乗型のスクールバスの運行を計画したところでございます。

その後、地元から、小学校への通学のために、馬ヶ原へスクールバスが発着するのであれば、一般の混乗区間を延長してほしい旨の要望がございました。このため、周防大島町地域公共交通会議にお諮りをいたしまして協議をいたしましたところ、地域住民の利便性向上につながることから、馬ヶ原まで混乗区間を延長することの承認を得たところでございます。

以上のことから、さきに一部改正をいたしました別表第2及び別表第3の料金表に、馬ヶ原を追加しようとするものでございます。

なお、路線延長による料金設定につきましては、現在の料金体系と同じ距離制運賃により算出しております。

また、本条例につきましては、小学校の統合期間であります、令和3年4月1日より前に施行させる必要がありますので、公布の日から施行させるものとしております。

最後に、議案第12号周防大島町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。

平成29年4月1日に、前島、笠佐島、浮島の3離島を除く10か所の簡易水道事業と1か所の飲料水供給施設を周防大島町水道事業に統合しておりますが、浮島の海底送水管布設事業が本年度完了し、令和3年4月1日から当該施設の供用を開始するのに併せ、3離島の簡易水道事業を周防大島町水道事業に統合し事業経営を行うため、本条例及びこれに関連する条例の一部改正

や廃止を行うものであります。

その概要でございますが、本条例第3条第2項に規定する経営の規模を改めるものであります。給水区域に大字笠佐島と浮島を加え、給水人口を1万4,805人とし、1日最大給水量を7,850立方メートルとするものでございます。

また、附則といたしまして、第1項のとおり、施行日を令和3年4月1日としております。

附則第2項から第6項までは、関連する条例について規定から簡易水道に関する事項を削除し、また廃止するものでございます。

以上が、議案第9号から議案第12号までの補足説明でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第9号周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1点だけ、お尋ねをいたしますが、期末勤勉手当の支給割合を職員と同様にしたということでありまして、先ほどの御説明では、11月に職員と協議の上ということ、今回の補正予算にも反映されているんでしょうから、職員については、今年度について4.4月が4.35月になるということだと思います。管理者については、1月1日施行ですから、実質的には来年度から4.35月で同一になるという理屈なんだと思いますが、そういうことでよろしいのか、確認させてください。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 田中議員さんの御質問にお答えいたします。

支給割合の引下げによる減額となる改正につきましては、遡及できないことから、条例案としては来年度以降にしておりますけれども、今年度につきましては、病院事業管理者のほうから自主返納の意向を伺っておりますので、その手続を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第10号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第11号周防大島町スクールバス条例の一部を改正する条例の一部改正について質疑はご

ざいませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） このスクールバス条例については、前回の9月の議会のときに一度条例の改正があったというふうに伺っているんですけども、その後でまたこういった案件が出てくるというのが、どういった経緯があったのかなというのが一つ疑問があります。

地域公共交通会議というものが大島の中でつくられて、そこで話し合いがなされて、それがまた議会の方というふうな流れで認識しているんですけども、この公共交通会議というものの自体が、結果というものが、議事内容というものが事前にホームページ等で住民の皆様に見ていただけるような状態になっていたかどうかも含めて教えていただけたらと思います。お願いします。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 教育委員会のほうから、まずスクールバス条例の関係での経緯というところで御説明させていただこうと思います。

当初、教育委員会のほうでは、油田小学校と森野小学校の統合ということの関係の中で、まず油田地区の方から統合の要望がございました。それによりまして協議を進めていただきまして、進める中で森野小学校、城山小学校、両校区の説明会等を開催いたしまして、統合についての同意を得たというところで、その後の昨年12月に議会全員協議会におきまして、小学校統合に関わる部分の通学手段といたしまして、まずスクールバスによる運行について検討いたしまして、馬ヶ原地区から森野小学校へのスクールバスということを検討を進めておりましたが、その後、12月20日に防長交通から、昨年になりますが、平野から油田地区の区間について路線を廃止するという旨の申入れが商工観光課のほうにございまして、その内容を検討する結果の中で、スクールバスを混乗型ということで、一般住民も乗れるような形で交通手段を検討しようということになりました。

そして、さきの9月議会におきまして、条例の一部改正条例を提出させていただいたところですが、その後に地域の方から小学校の統合により馬ヶ原地区——大変すみません。ちょっと抜けておりました。さきの9月議会のスクールバス条例では、廃止路線区間となる油田から森野までを起点としましてスクールバスを運行する、混乗型のスクールバスを運行するということで進めております。議会上程をさせていただいたところですが、その後におきまして、地域の方から小学生の登校で馬ヶ原地区からのスクールバスが運行されるのであれば、それにも一般混乗のような形で、一般住民も乗せていただけないかと要望を受けたものですから、その点につきまして、今回の条例改正を行うようになったというところでございます。

その間、許認可の関係、手続の関係で、商工観光課の交通会議を開く必要があったということで、その点については、商工観光課のほうから、担当のほうから説明をさせていただければと思います。よろしく申し上げます。



○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） 公開の件でございます。

白鳥議員さんのおっしゃるとおり、公開の義務がございますので、今のところは未公開の状態でございます、うちのホームページは。御指摘もあり、現在至急に公開すべく業務の処理をしております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 私もこの交通会議の結果をホームページで検索したら、恐らく前の白木の方が、同じように混乗型になったときの平成19年のものはしっかり載っていたんですけど、例えば、これと同じぐらいのものが事前に出ていれば、地域の方もよく見て、前回の議会にかける前に、じゃあ、せっかくだったらそのスクールバスの始発のところから一般の者も乗れるようにしたいという意見が早めに上がってきたのではないかなと思うことと。また、ほかの方からも、例えば自分の子供が今度そのバスに乗るようになるけれども、最寄りのバス停までとても遠いと。それについて要望はしたけれど、その結果がどうなっているか分からないというふうなことを聞いていましたので、それもこういったものが出してあったり、個別にそういう要望があった方には御説明をしてあげれば、結果は対処してあるということだと思んですけども、不安を早めに解消できるのではないかなと思いましたので、ぜひほかのいろいろな会議もそうなんですけれども、どういった話がなされて、今どういう段階にあるのかというのが、結論が決まってしまう前に議論の段階でみんなが見れるようになると、もう少し地元の意見などが出てくるのではないかなと思いましたので、今後どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませぬか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） さっきの次長さんの説明はちょっと私はよく分からなかったんですが、端的に簡単でいいですから、時系列で、9月以降、9月議会以降の住民からの要望とか、地域交通会議とか、路線バスの廃止とか、そういったことが決まった時点を時系列でちょっと簡単に御説明をいただけませんか。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（木谷 学君） まず最初に、地域から申出がありましたのが、9月の頃だったと記憶しておるんですが、地域の代表の方から口頭で要望がございました。

その後、私どもが10月に入って頭だったと記憶しているんですが、地域、馬ヶ原の自治会長さんと停留所等の場所について協議、調整をさせていただきました。

そのことで、そういうふうな申出があったというところで、商工観光課において、地域公共交通会議へお諮りするということになったんですが、商工観光課のほうでは、10月19日だったというふうに聞いているんですけども、その日に、コロナの関係がございましたので、書面等

の手續で承認を得たという話を聞いております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） だから、9月議会の時点では、馬ヶ原から油宇までの間の必要性というのは、当然認識できていなかったということになると思うんですが、一方で、その防長バスの廃止というのは、それ以前から当然話があったことだろうと思うんですが、それなのに何で9月議会の時点で、その馬ヶ原から油宇までの混乗について検討がされなかったのかというのが、ちょっと今の御説明じゃ、結局混乗について防長バスの廃止が9月議会の時点でも分からなかったから、自治会長と10月に協議して交通会議に諮ったというのなら分かるんですが、そういうことなんですかね。ちょっともう一回、その防長バス路線の廃止も含めて経緯について御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（木谷 学君） ただいまの御質問でございますが、ちょっと繰返しになるかもしれませんが、当初、油田小学校が森野小学校と統合することにより、和田を発着地とするスクールバスについて、起点を油宇まで延伸する対応で教育委員会としては考えておりました。

その後、昨年12月末だったと記憶しているんですが、これは商工観光課のほうへ、防長交通株式会社から路線の一部廃止、先ほどからも話しております周防平野から周防油宇までの間、この一部の区間について廃止の申入れがあったため、役場内というか、庁内で協議をし、白木線と同様の混乗型とする体系に変更することで、役場内ではまもっておりました。

なお、この時点でバス路線の空白地帯をフォローすることを前提に調整したものですから、さきの9月の条例改正では、周防油宇から周防平野ということで議案を提出したもので、その後、地域から話が出たということで、若干そこまで配慮ができていなかったということに結果的にはなろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第12号周防大島町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第9号周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部

改正についてから、議案第12号周防大島町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてまでの質疑を終了いたします。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

---

### 日程第19. 議案第13号

○議長（荒川 政義君） 日程第19、議案第13号周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館の指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第13号周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館の指定管理者の指定議案につきまして、補足説明をいたします。

公の施設の指定管理者の選定に際しましては、周防大島町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条第1項により選定委員会を設置することとされており、また周防大島町公の施設の指定管理者選定委員会の組織及び運営に関する要綱第3条第1項において、選定委員会は、委員5人以内をもって組織するとされているところでございます。

選定委員につきましては、選定の透明性、公正性を図る観点から、教育委員、書類審査の専門家として司法書士、財務の専門家として中小企業診断士、スポーツマネジメントの専門家として大学准教授、利用者の代表としてスポーツ推進委員の5名で組織し、3回の選定委員会を経て、参考資料として添付しております報告書のとおり、優先交渉権者の選定を頂いたところでございます。

つきましては、選定委員会において優先交渉権者に選定された三宅商事・SYスポーツ施設共同企業体を周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館の指定管理者に指定しようとするものであります。

指定期間でございますが、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年としております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第13号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 3点ほど、お尋ねをいたしますが、まず積算において指定管理料の予定価格というんですか、基準額の積算において、前期公募との変更点を簡単に御説明ください。

それから、団体についてですが、共同企業体ということで、SYスポーツ施設というのが共同企業体の構成員となっておりますが、この会社概要とか、本指定管理に於いてのその担当業務、そういった役割分担とかが分かりませんので、その辺を、これまでの実績があれば、それも含め

て御説明ください。

それからもう1点は、審査基準についてですが、審査基準は、選定基準というのは募集要項にありましたが、審査基準として、周防大島町指定管理者審査基準とかいう何か明文化されたものがあるのかなのか、その辺について御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） まず1点目の、順番が違うかもしれません。すみません。まず変更点というところでございますが、今回の指定管理者の更新にあたりまして、1点、指定管理料の変更におきまして、その要因の大きいところといたしましては、消費税改正それに伴う影響と、事務職員や清掃職員等の賃金改定による人件費、これについての変更をしております。

また、維持管理経費のうち、先ほどもございましたけれども、樹木剪定範囲、こちらを拡大することによりまして変更をしております。

それと、SY企画でございますけれども、SY企画自体——SYスポーツ施設でございます。大変すみません。SYスポーツ施設におきましては、こちらは個人事業主ということではございませんけれども、従業員の方を雇い入れておりまして、社員を含めて2人の事業ということでございますが、ひとつの団体として認め、共同事業体としての一員として認めておるところでございます。

あと審査基準といたしましては、指定管理の手續等に関する条例第4条、こちらのほうに5つの審査基準がございまして、これに基づきまして具体的な審査項目というのを何点かございまして、こちらを策定をいたしております。

なお、こちらの審査項目による配点というところも策定しておりまして、これを事前に審査項目の中でうたっております。

なお、具体的な審査基準、審査項目、配点等につきましては、事前の説明会において応募者の方に示したところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 指定管理料の基準額、消費税増税と2%、それから最低賃金の上昇、人件費の上昇と樹木管理の範囲をこの間、さきの一般会計のところであった費用の増大ということになります。今回、指定管理料が、基準額が年にして242万6,000円増額ということになっております。これを計算すると、消費税分が前回と比べて31万円ぐらい増、最低賃金は大体1.15倍ぐらいですので、年額の人件費、給与額が大体90万円から100万円ぐらい増額するだろうということの計算になるんですが。ということは、242万6,000円のうち、この消費税分と人件費分を引いたら、残りの121万5,000円が、樹木の管理費、要するに剪定の増えた分の管理費ということになる計算だろうと思うんですが。

さきの一般会計の補正予算は、283万4,000円の費用が計上してあります。ちょっと計算が合わないと思うんですが、例えば、この121万5,000円で剪定ができる。しかも、この121万5,000円の指定管理料で年2回の剪定をするように義務づけられている。1回当たり60万でできるということになりますし、その補正予算の283万4,000円で、もう刈ってしまうんだから、じゃあ、令和3年度の管理費は不要か、少なくとも2回分のうち1回は60万円は不要じゃないかと。その辺の指定管理の扱いというのはどうなるのか、御答弁ください。

それと、SYスポーツ施設について、個人事業主だけ、従業員を雇用しているので団体と認めるというような御答弁だったと思うんですが、それはちょっと無理があつて、まず指定管理条例では、指定管理者になろうとする者は、法人その他の団体というふうに明確に規定されておりますので、個人事業主が対象にならない。個人事業主が従業員を雇っているから法人として認められている。そんな無茶な理屈は通らんので、団体として認めるというのはそれはちょっと無理があることで、個人事業主はあくまでも個人である。ということは、この法人その他の団体には該当しないんじゃないかなと思いますが、その辺は、選定上、その指定管理条例との整合性というのは取れるのかどうか、もう1度御答弁ください。

要するに、今回、共同企業体ですけど、個人事業主でもいいよということであれば、この条例自体を法人その他の団体という規定を変えないと、それはちょっと無理過ぎだと思います。

それから、審査基準について、これはもう行政手続法——町で言えば行政手続条例で明確に規定されておまして、指定管理条例の中にある選定基準とはまた別個のものを策定して、それで当然事前に公表しなきゃいけないと。国のほうもその審査基準というのは、できるだけ具体的に定めるように——、まあ定められている、規定されていると。先ほどの御答弁では、事前の説明会で示しましたということなんですけど、それでは説明会に来た人しか見れない。やっぱり事前に公募の段階で審査基準というものは明らかにして、できるだけ具体的な審査基準を示さないと、応募に当たって応募者が応募しようという、そういうインセンティブが働かないということになりますので、今回は結果的にその1社応募になっているからあえて申し上げているわけですが、その辺の手続上の問題はないのか、瑕疵があったとは言えないのか、その辺を御答弁を頂きたいのと。

樹木剪定の関係で、一般会計のときの質疑で、9月に本年度は町が剪定しますよということを決めたという御答弁がありましたけど、この公募は、8月から9月——8月に公募を出して、9月にはもう締め切っておるわけですけど、ということは、その一般の方は、例えば今回応募されていないんでしょうけど、ここの指定管理を受けようと考えている団体が応募を検討したときに、その樹木管理280万円の予算がつくつかつかないかというのは、大きな判断材料になると思

うんですね。

だから、そこを示していない。この指定管理者として指定された団体にしか示していないというのであれば、それはあまりにも公平性を欠くんじゃないかというふうに思いますが、その辺についての見解を御答弁いただきたいと思います。

要するに、何回も言いますが、9月に決定して、その280万円、町が出して剪定をするのであれば、大きなその公募要件になると思うんです。それがどこかにうたってあるんならいいんですけど、9月に決めたんですから、当然公募要項には入っていないはずですよ。だからその辺はどうなんですか。見解を御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） まず指定管理料の基準額につきまして、こちらにつきましては、人件費等の差額あるいは運営費等の減額、先ほど申ししておりませんでした。運営費につきましては事務機器の借り上げ料等の実績等を、これまでの実績等を勘案しまして減額となっておるとか、あと維持管理費の中で防火対策の点検費用、こちら等につきましてはちょっと減額になっておるとか、そういったところを全体的に考慮いたしまして、また施設使用料等につきましても、体育館施設につきましては、床面を改修して使いやすくなりましたので増額となっておるけれども、陸上競技場については公認の解除等もありまして収入が減額されるであろうというところとか、そういった基準額を積算をさせていただきまして、第3期分の指定管理料を定めていったという経緯でございます。

あと、SYスポーツにつきましては、正直なところ、議員さんがおっしゃるとおり、大変苦しい答弁にはなりますけれども、個人事業主は、当然条例上はちょっとまずいというところは認識しております。ただ、当初の段階と形態等は変わっておりませんが、その個人事業主的な経営状態ではありますが、その中に従業員の方もおりまして、一定の事業体系を保持しておるということでひとつの団体として認めた、第1期に認めたといったそういった経緯等もございまして、その辺を含めて継続的な申込みということで、今回についてもそういったひとつの団体としての適用の判断をしたというところでございます。

あと、樹木の伐採につきましては、次期指定管理料、こちらを積算する段階では、当然この部分を含めてという形で検討しておりまして、それを含めたものという形で、最終的に決めたのが9月ということ先ほど申したわけなんです。経費の部分については、それまでも検討を内部の——内部というか、担当課のほうで十分検討しております。ということで、今回は結果的に1社での応募ということで大きな影響はなかったというところでございますが、その点につきましては、今後また指定管理がこちらの施設についてするようであれば、ちょっと十分な反省をして事前公表という形で、応募者の方に不利益が生じないような形での対応を考えたいと思

ます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） これは、ちゃんと審査基準というか、公募して一般の方に募集してもらって、選定委員会も開催して、公平・公正性を保った中で決められたことですので、何か御理解くださいとかいう話じゃないと思うんですよね。

今の剪定の話も、結果的に9月に決定したけど、それまでの話があったという。それはいつでもいいんですよ。いつでもいいんだけど、それを公募条件で入れないと不公平になるんじゃないかということを申し上げているんですが、恐らくそれを答弁されなかったちゅうことは、その辺の認識がなかったということなんで、もう今回1社応募になった。結局私はこの団体が悪いとか良いとか言っているんじゃないくて、1社応募で1社選定になってしまった。それはやっぱりこの指定管理料が基準額どおりの指定管理料になっているということも、それが如実に現れていると。要するに競争性が阻害されていると。それを生み出したのは、この公募条件とか、今の剪定の話、280万円の予算を町が出す出さないというような問題と、その審査基準が事前に公表されていないというような問題の結果として、やはりそれが大きな原因になっているんじゃないかと。その中で、結局指定管理料も町の公金を使うのに、結局予定価格と同じ金額で、それは1社だったら予定価格で応募しますよね。だからそういう結果になっていると。経費削減にはほとんど効果が表れていないということになってしまっているんで、それではいけないでしょうということを申し上げているんですね。

もう3回目の質問なんであれですけど、指定管理については、今申し上げたように最初の御説明で公平性、透明性を図りながら選定されたということであるんでしょうけど、そういう一方で、非常に公平性に——1社だからいいという問題じゃなくて、結果として1社だから問題ないということではなくて、手続として、プロセスとして選定の過程に非常に公平性を阻害するような要因があったと。今の答弁の内容ではそう言わざるを私は得ないと思いますが、この指定管理制度の問題は、前々から私も申し上げているとおりで身にしみて感じておりますが、ずっと前からこれは言っておることで、前の町長の時も、まだ今は検証せんでもええということをやっと言われてきました。でも、もう15年ぐらい経っているんで、制度のこれまでこの施設においても、今の段階でこの審査基準がどうこうという、その団体の資格がどうこうというようなことが議論に上がる事態がおかしな話で、これ結局、これまでの制度の運用の検証がされていないということになると言わざるを得ないと思います。

指定管理を続けるか、もう辞めてしまうという選択肢もあるとは思いますが、その辺を最後に町長がどういうふうにお考えなのか、今後の指定管理制度の在り方について、細かいところはいいですけど、方針的なものをですね。これ以上、細かい話の答弁を求めても多分難しいでしょう

から、そういう大きな方針、指定管理をどうするのかと、本気で改善して運用していくのか、それとももう辞めてしまうのか、そういうこともあるかもしれませんが、ちょっとその辺の方針を最後にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後 2 時 23 分休憩

.....

午後 2 時 30 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 私のほうから少し補足させていただきます。

今、考えると不十分な点はあったかと思うんですが、三宅商事とSYの企業体はひとつのパックとして捉えていましたので、その企業体という形で審査するという形にしておりまして、その点、御指摘いただいたように、じゃあ個別にどうだったかとまでではなくて、実績もありましたし、ちょっと少し思い込みもあったんですが、これをひとつのパックとして捉えて、このパックとして指定管理ができるかどうかという考えでおったという点は、御指摘いただいたように不十分な点はあったと思いますが、そういうふうな捉え方をしておりましたので、ちょっと補足させていただきます。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） すみません。先ほどから田中議員に御指摘をいただいて、御質問をいただいております指定管理者制度でありますけれども、この指定管理者制度というのは、そもそも町が行う事業を町が直営で行うと、利用時間がどうしても短くなるとか、延長ができない、サービスの向上がなかなか望めないということで、この指定管理者制度というものがあるわけでございます。

ですから、これは、まず第一に町民のためになっているかということ、それを一番我々が判断をしないとイケないんだろうと思います。

そして、その次に、その施設が施設として成り立っているか、ちゃんとお客さんが来ているか、皆さんが喜んでいるか、町民、また観光で来られる皆さんがしっかり利用されているか、ということ常を常に検証していかないといけないというところが、まず大前提だと思っております。

そして、今後の指定管理ということで、今コロナ禍の中で各指定管理を担当しておられる皆さん、指定管理者の皆さんは本当に大変な思いをされております。本当に島に入って来る方が少ない、そして、またこのコロナ禍の中でお客さんとして来てくださる方が非常に少ない状況、そして、またこのコロナの状況が日々変わりますので、今後はまた冬の季節に入り、さらに厳しい状



況が待ち受けているかもしれない、そのような状況の中で、では町が何ができるのか、また指定管理者の方がそれぞれどのような形を取っていけるのかということは、町そして事業者の皆さんと一緒に協議をしていかないといけないことなんだろうと思っています。

そのような状況の中で、今すぐにこの指定管理の制度を町で続けていくのか否かというのは、今この時期においては、まずこの指定管理の皆さんがコロナ禍の中でどのように立ち向かっていくのか、それで町はどのような手助けができるのかということは今、行うべきなんだろうと思っています。

今後どのようにするか、すばっと意見ができればいいところなんです、今、周防大島町町長といたしましては、今後、指定管理の在り方、そういったものをしっかりと執行部、そして、また議会の皆さん、また町民の皆さんと議論をしながら方向性を見いだしていくという形を取りたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第13号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 議案第13号について、反対の立場で討論をいたします。

今、質疑でも申し上げましたとおり、将来の話はさて置き、この件における審査基準の問題とか、予算のつけ方の問題とか、もともとの団体性とか、そういうところで非常に曖昧というか、問題がある点もあるということで、とりあえずこの議案については否決して、再度やり直しが必要なのではないかなと、そうしないとこの問題を抱えたまま議会としても議決をしてしまうということになってしまいますので、問題を認識したまま可決することにもなりますので反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 次に賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第13号周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
暫時休憩します。

午後 2 時36分休憩

午後 2 時48分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第 20. 周防大島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（荒川 政義君） 日程第 20、周防大島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を議題とします。

本選挙は、地方自治法第 182 条第 1 項の規定により本日提案するものであります。御承知のとおり選挙管理委員は地方自治法第 181 条第 2 項及び第 183 条第 1 項の規定により 4 名をもって組織され、任期は 4 年であります。

なお、補充員についても地方自治法第 182 条第 2 項の規定により委員と同数の 4 名を選挙することになっています。

この補充員は、委員に欠員が生じた場合、あらかじめ決められた順番により補充されることになっております。

これより周防大島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推薦にしたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

それでは指名をいたします。

周防大島町選挙管理委員に、光田伸幸氏、前崎浩二氏、長和達平氏、川本卓氏、以上の 4 名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました 4 名を地方自治法第 118 条第 3 項の規定により周防大島町選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なし認めます。よって、ただいま指名のとおり周防大島町選挙管理委員会委員に、光田伸幸氏、前崎浩二氏、長和達平氏、川本卓氏、以上の4名が当選されました。

続きまして、周防大島町選挙管理委員会委員の補充員について、山中亮吾氏、中野宏生氏、八幡清治氏、末武保氏、以上の4名を指名をいたします。

お諮りいたします。ただいま指名をいたしました4名を地方自治法第118条第3項の規定により周防大島町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり周防大島町選挙管理委員会委員補充員に、山中亮吾氏、中野宏生氏、八幡清治氏、末武保氏、以上の4名の方が当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りいたします。補充員の順序は、ただいま指名いたしました順序にしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、補充員の順序は、ただいま指名した順序に決定しました。

なお、当選人に対する告知につきましては、会議規則第33条第2項の規定により議長より当選人に告知をいたします。

---

## 日程第21. 岩国基地関連対策特別委員会の設置について

○議長（荒川 政義君） 日程第21、岩国基地関連対策特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りいたします。本案については、お手元に配付のとおり委員会条例第5条の規定により8名の委員で構成する岩国基地関連対策特別委員会を設置し、米軍岩国基地が存在し、米軍再編の状況によっては本町の住民生活環境への影響がどのように想定されるのか、また、住民負担の軽減と安心安全をどう確保していくのか、岩国基地関連の対策について関係機関との連携、情報交換を通して最良策を検討することについての調査・研究について、これに付託の上、期間は令和2年12月9日から令和4年12月8日までとし、閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案については8名の委員で構成する岩国基地関連対策特別委員会を設置し、米軍岩国基地が存在し、米軍再編の状況によっては本町の住民生活環境への影響がどのように想定されるのか、また、住民負担の軽減と安心安全をどう確

保していくのか、岩国基地関連の対策について関係機関との連携、情報交換を通して最良策を検討することについての調査・研究について、これに付託の上、期間は令和2年12月9日から令和4年12月8日までとし、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ちょっと暫時休憩します。

午後2時54分休憩

.....

午後3時02分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま設置されました岩国基地関連対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、栄本忠嗣議員、岡崎裕一議員、新田健介議員、吉村忍議員、久保雅己議員、小田貞利議員、尾元武議員、荒川政義議員、以上の8名を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8名の議員を岩国基地関連対策特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは、直ちに岩国基地関連対策特別委員会の正・副委員長の互選をお願いいたします。暫時休憩します。

午後3時03分休憩

.....

午後3時06分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岩国基地関連対策特別委員会の正・副委員長が報告されております。委員長、久保雅己議員、副委員長、新田健介議員が互選されました。よろしく願いをいたします。

---

## 日程第22．地域活性化・害獣・防災対策特別委員会の設置について

○議長（荒川 政義君） 日程第22、地域活性化・害獣・防災対策特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りいたします。本案については、お手元に配付のとおり委員会条例第5条の規定により7名の委員で構成する地域活性化・害獣・防災対策特別委員会を設置し、地域資源を活用した人口定住を推進するとともに、新型コロナウイルスの感染拡大により生じた諸問題の解決に向けて取り組む、また、害獣による被害の拡大を抑制し、加えて、近年多発する自然災害に日頃から備えるため、町内全域として、あるいは地域としてどのように取り組んでいくべきかを調査・研究

について、これに付託の上、期間は令和2年12月9日から令和4年12月8日までとし、閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案については7名の委員で構成する地域活性化・害獣・防災対策特別委員会を設置し、地域資源を活用した人口定住を推進するとともに、新型コロナウイルスの感染拡大により生じた諸問題の解決に向けて取り組む。また、害獣による被害の拡大を抑制し、加えて、近年多発する自然災害に日頃から備えるため、町内全域として、あるいは地域としてどのように取り組んでいくべきかの調査、研究について、これに付託の上、期間は令和2年12月9日から令和4年12月8日までとし、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました地域活性化・害獣・防災対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、山中正樹議員、白鳥法子議員、岡崎裕一議員、田中豊文議員、吉村忍議員、久保雅己議員、尾元武議員、以上7名を指名したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました7名の議員を地域活性化・害獣・防災対策特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは、直ちに地域活性化・害獣・防災対策特別委員会の正・副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

午後3時09分休憩

.....

午後3時13分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域活性化・害獣・防災対策特別委員会の正・副委員長が報告されております。委員長に田中豊文議員、副委員長に岡崎裕一議員が互選されました。よろしくお願いをいたします。

.....

### 日程第23. 議会広報編集特別委員会の設置について

○議長（荒川 政義君） 日程第23、議会広報編集特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、お手元に配付のとおり委員会条例第5条の規定により7名の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置し、議会広報の編集発行について、これに

付託の上、期間は令和2年12月9日から令和4年12月8日までとし、閉会中の継続審査とすることにしたいと思ひます。御異議ござひませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よつて、本案については7人の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置し、議会広報の編集発行について、これに付託の上、期間は令和2年12月9日から令和4年12月8日までとし、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会広報編集特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、山中正樹議員、栄本忠嗣議員、白鳥法子議員、竹田茂伸議員、山根耕治議員、岡崎裕一議員、吉村忍議員、以上の7名を指名いたしたいと思ひます。御異議ござひませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よつて、ただいま指名いたしました7名の議員を議会広報編集特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは、直ちに議会広報編集特別委員会の正・副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

午後3時15分休憩

.....

午後3時20分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報編集特別委員会の正・副委員長が報告されております。委員長に吉村忍議員、副委員長に栄本忠嗣議員が互選されました。よろしくお願ひをいたします。

---

#### 日程第24. 行政・病院事業改革特別委員会の設置について

○議長（荒川 政義君） 日程第24、行政・病院事業改革特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。本案については、お手元に配付のとおり委員会条例第5条の規定により8名の委員で構成する行政・病院事業改革特別委員会を設置し、人口減少が進む中、スリム化による効率的な行財政運営を行うためには、旧町から引継いだ財産の整理および組織・機構の見直しを図る必要がある、また、再編を開始した病院事業の運営状況を検証するとともに、町民の安心安全を確保するための今後の医療体制の調査・研究について、これに付託の上、期間は令和2年12月9日から令和4年12月8日までとし、閉会中の継続審査とすることにしたいと思ひます。御異議ござひませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案については8名の委員で構成する行政・病院事業改革特別委員会を設置し、人口減少が進む中、スリム化による効率的な行財政運営を行うためには、旧町から引継いだ財産の整理及び組織・機構の見直しを図る必要がある、また、再編を開始した病院事業の運営状況を検証するとともに、町民の安心安全を確保するための今後の医療体制の調査・研究について、これに付託の上、期間は令和2年12月9日から令和4年12月8日までとし、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました行政・病院事業改革特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、栄本忠嗣議員、竹田茂伸議員、山根耕治議員、砂田雅一議員、新田健介議員、小田貞利議員、尾元武議員、荒川政義議員、以上8名を指名したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8名の議員を行政・病院事業改革特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは、直ちに行政・病院事業改革特別委員会の正・副委員長の内選をお願いします。  
暫時休憩をいたします。

午後3時23分休憩

午後3時27分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

行政・病院事業改革特別委員会の正・副委員長が報告されております。委員長に小田貞利議員、副委員長に竹田茂伸議員が内選されました。よろしくお祈りをいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。

次の会議は、12月21日、月曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午後3時30分散会